

<進捗区分>

A=計画期間終了までに目標に達成しているもの
 B=順調に進んでおり、計画目標の達成が近いもの
 C=計画目標の達成に向けて、ある程度進んでいるもの
 D=計画達成には遠いが、部分的に着手しているもの
 E=事業に着手していないもの、または後退しているもの

<取組区分>

あ=順調に取り組めたもの
 い=ある程度進んでいるもの
 う=取り組んではいるものの、当時と比べ進展がないもの
 え=課題があり、うまく進められていないもの
 お=検討等は進めているものの、未実施であるもの

<今後の方向性>

A=さらに充実・発展させていくべきもの
 イ=現在の取組を継続していくべきもの
 ウ=徐々に縮小させていくべきもの
 エ=情勢の変化などにより廃止・休止するもの
 オ=期限内に事業が完了・終了したもの

第1章 つながりをお大切にしまちづくり（人権、コミュニティ、交流）

節 項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
				選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 人権の尊重と権利の擁護								
第1項 人権施策の推進								
	人権の啓発	人権に関する各種啓発活動を実施するなど人権思想の啓発に努めます。	B	い	・コロナハラスメントなど新たな人権問題への対応、性的マイノリティに関する講演会、小中学生への人権リーフレット配付等を実施し、人権思想の啓発に努めました。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入し、事業の周知を通して、性的マイノリティへの理解促進、多様性を認め合える社会の形成に努めました。	イ	引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知活動を推進し、性的マイノリティの方への理解促進、多様性を認め合える環境の整備に努めます。	人権推進課
	人権教育の推進	学校、社会において広く人権教育を実施するとともに心のバリアフリー化を推進します。	B	い	様々な人権問題をテーマに講座や講演会を実施しました。感染症の影響等により事業の縮小・中止がありましたが、オンラインを活用した事業など新しい手法で開催することができました。	イ	関心が高い人権テーマや新たな人権問題について取り上げ、市民の人権思想の啓発に取り組みます。また、より多くの市民に啓発できるよう、柔軟な事業実施に取り組みます。	社会教育課
	人権相談の充実	関係する課や機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。虐待やDV被害に関する相談体制の整備に取り組み、深刻な被害の防止に努めます。	B	い	講座や講演会を通じた人権教育事業を実施しました。感染症の影響等により、参加者の制限や事業の中止等が相次ぎましたが、感染対策やオンラインを活用しながら、可能な限り教育の機会を提供しました。学校では、人権教育の視点に立った児童生徒の主体的な学習活動を促す授業実践を通して、学校における人権教育の充実を図る取組を計画どおり実施しました。	イ	講座や講演会などの人権教育事業を充実させるとともに、オンラインの活用など、人権教育を気軽に受けられる環境整備を行います。学校では、人権教育の視点に立った児童生徒の主体的な学習活動を促す授業実践を継続していきます。	社会教育課 学校教育課
	人権相談の充実	関係する課や機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。虐待やDV被害に関する相談体制の整備に取り組み、深刻な被害の防止に努めます。	B	い	人権施策庁内連絡会議、DV対策庁内連絡会議等を通じて、日頃から関係機関と連携していたことから、虐待やDV被害者の緊急避難に当たり円滑に対応することができました。	イ	人権施策庁内連絡会議、DV対策庁内連絡会議などを通じて関係機関と更なる連携強化を図り、虐待やDV被害に関する相談体制の整備に努めます。また、性的マイノリティなど多様な人権問題に対応する相談体制の整備に努めます。	人権推進課
第2項 平和施策の推進								
	平和意識の高揚	平和の尊さ、大切さを伝えるための啓発事業を実施し、平和意識の高揚を図ります。	B	い	平和都市宣言に基づき、平和の尊さ、大切さを伝えるための啓発事業として、平和祈念資料展、平和を考える講演会、平和ポスターコンクールを継続して実施しました。	イ	国際社会における戦争や核兵器の脅威は依然として続いており、平和の尊さを伝える啓発はより重要となっています。基本的な啓発事業を継続するとともに、平和への市民意識を高めるため、事業の見直しを併せて実施していきます。	人権推進課
	平和意識の高揚	平和の尊さ、大切さを伝えるための啓発事業を実施し、平和意識の高揚を図ります。	A	あ	市内中学校3年生を対象に講演会を計画通りに開催し、戦争の悲惨さと平和の尊さを理解するとともに、平和を願う心情を育むことができました。	イ	今後も同様の取り組みを継続していきます。	学校教育課
第3項 多文化共生社会の推進								
	地域コミュニティへの参加促進	地域活動情報等について多言語による情報提供を行いながら、外国人市民のコミュニティ活動への参加を促進していきます。	D	え	毎月発行している外国語による市政情報紙のほかに英語・中国語版の自治会加入案内を配布しましたが、コミュニティ活動への参加は増加しませんでした。	イ	コミュニティ活動への参加率を増やすため、外国人市民に対し、情報提供の方法を検討していきます。	地域振興課
	多様な意見の把握	外国人市民等の意見を把握し、地域コミュニティの再構築に反映させます。また、外国人市民の相談窓口を充実し、その意見を地域づくりに反映させます。	B	い	外国人市民意識調査を実施して意見の把握に努めました。月2日予約制の相談窓口（英語）を増設し、充実を図りました。	イ	外国人市民意識調査により意見を把握し、地域づくりに反映できるよう努めます。	地域振興課
	参加しやすい環境づくり	外国人市民との交流活動を充実し、住みやすい環境づくりに努めます。	D	う	入間市国際交流協会と連携して外国家庭料理教室やバスツアー等の文化交流事業を実施しました。また、「やさしい日本語」の普及に努めました。	イ	入間市国際交流協会と連携して事業を行い、交流活動の充実を図ります。また、住みやすい環境づくりのために「やさしい日本語」の普及に努めます。	地域振興課
第2節 男女共同参画社会の実現								
第1項 男女共同参画の推進								
	男女共同参画推進のための体制整備	「いるま男女共同参画プラン」に基づく施策を着実に推進するための体制を整備し、計画的な推進を図ります。	B	う	男女共同参画審議会において、毎年度男女共同参画プランの進捗状況を分析・評価し、その評価結果を関係各課に報告しました。	イ	引き続き、男女共同参画審議会において、男女共同参画プランの進捗状況を確認していきます。	人権推進課
	男女共同参画の啓発	講座及びセミナーへの市民参加の促進、情報誌の発行など啓発活動に取り組みます。	B	い	・男女共同参画の推進に資する様々な講座やセミナーの実施に努めました。また、コロナ禍においてもオンラインやYouTube配信等、工夫して可能な限り実施しました。 ・市民と協働して「女と男の情報紙～Beginはじめよう！～」を毎年度作成し、全戸配布しました。 ・男女共同参画推進センターのホームページを改修し、内容の充実を図りました。	イ	・固定的な性別役割分担や性の多様性、女性活躍など、課題に応じた講座を研究し、市民参加の促進を図ります。 ・デジタル化の進展に合わせた効果的な情報発信について検討していきます。	人権推進課
	相談事業の充実	面接相談・電話相談・法律相談などを実施し、DVなどあらゆる差別・暴力被害に対して全庁的な相談・支援体制の連携強化を図ります。	C	い	・女性の悩みごと相談を拡充するとともに、ホームページから予約できるような利便性の向上に努め、5年間に延べ1711件の相談に応じました。 ・コロナ禍においても相談できるようなオンライン相談を導入しました。 ・庁内の連携強化を図るため、DV庁内連絡会議を継続して開催しました。	イ	・引き続き面接相談・電話相談・法律相談を実施し、必要な支援に繋がります。 ・DVや暴力被害を防止するため、リーフレットやカードの配布等の啓発活動に努めます。 ・DV庁内連絡会議を開催し、庁内の連携強化に引き続き取り組みます。	人権推進課
	市民団体・民間事業主等との連携	市民団体・民間事業主との連携による共催事業を実施します。	C	う	・市民提案型協働事業により「LGBT講演会」を開催しました。 ・市民と協働して、毎年度1回、男女共同参画セミナーの開催と、男女共同参画に関する情報紙を発行しました。	イ	・引き続き、市民と協働してセミナーを企画運営し、男女共同参画の推進に取り組みます。 ・民間事業主と連携して、女性の就労支援事業を実施できるよう研究していきます。	人権推進課

第1章 つながりを大切にしまちづくり（人権、コミュニティ、交流）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課	
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄		
第2項 女性の活躍の推進										
		政策・方針決定の場への女性の参画	市の審議会、職場、地域団体など政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。	B	い	・地域で活躍できる女性を育成し社会参画を促すため「女性リーダー養成講座」等を開催しました。 ・審議会等への女性の積極的な参画について、定期的な呼びかけにより全庁的な意識の高揚を図ることで、審議会等委員における女性の割合が向上しました。	イ	講座・セミナーを通じて、地域で活躍できる女性を育成し、審議会等の政策・方針決定の場への参画を促進していきます。	人権推進課 デジタル行政推進課	
		女性の就労支援	就職支援セミナーやワーク・ライフ・バランスの啓発など就労に関する講座を実施します。	D	え	人間市上下水道審議会については、令和3年9月30日の委員の任期終了に伴い、委員の選出区を見直しました。その結果、女性委員の割合は40%から20%に減少しました。	イ	次回の委員の選出時には、人間市審議会等の設置及び運用に関する指針に沿って女性委員の割合35%以上を目指します。	上下水道経営課	
		女性の就労支援	就職支援セミナーやワーク・ライフ・バランスの啓発など就労に関する講座を実施します。	C	う	埼玉県女性キャリアセンター及び商工観光課と連携して女性の就労支援や起業支援に関する講座を実施しました。	ア	・女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正について周知を図り、ワークライフバランスの啓発に努めます。 ・女性の就労支援や起業支援、キャリアアップについて、新たな支援体制の構築を図ります。	人権推進課	
		女性・男性の意識改革の推進	女性の活躍を推進するため、女性と男性それぞれの意識改革を推進します。	B	う	・固定的な性別役割分担の意識改革のため、男性の子育てや女性活躍についての講演会を実施しました。 ・情報紙や男女共同参画推進センターなどを活用し、性別による役割分担意識等の改革に取り組みました。	イ	男女共同参画に関する講演会の開催の他、市のホームページや男女共同参画推進センターホームページなどを活用し、性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消するための啓発活動を実施します。	人権推進課	
		女性が活躍できる環境の整備	女性の多様な働き方への就業環境の整備や起業などのチャレンジ支援など、あらゆる分野で女性が活躍できる環境を整備します。	B	う	女性の就労支援や起業支援の講座を開催したほか、女性リーダー養成講座等を開催し、地域で活躍できる人材の育成に努めました。	ア	・女性の就労支援や起業支援、キャリアアップについて、新たな支援体制の構築を図ります。 ・講座やセミナーの受講を通じて、地域で活躍できる人材を育成し、女性の審議会等への参画を進めます。	人権推進課	
第3節 コミュニティ活動の充実										
第1項 地域コミュニティの維持・発展・再構築										
		自治会活動の支援	自治会への加入促進、活動拠点の整備、活動保険の補助など自治会活動への支援を行います。	C	う	自治会加入メリットを創設するために、自治会優待カード事業を実施し、加入促進を図った。自治会集会所改修費・自治会活動保険加入費補助金等により自治会活動への支援を行った。	イ	連合区長会と連携して、自治会加入促進について検討していき、自治会活動についても継続して支援していく。	地域振興課	
		自治会への負担軽減	行政と自治会・区長会との役割分担と体制を見直し、自治会の負担軽減を図ります。	D	え	自治会への負担軽減を図るために現状把握を行い連合区長会で報告し、意見交換を行った。役割分担、負担軽減については、継続して検討していく。	イ	自治会等への依頼事項を削減するためには、全庁的な協力が求められることから削減に向けて今後も検討していく。	地域振興課	
		地域課題を解決する仕組みづくり	自治会・区長会、NPO法人などの市民活動団体、地域の各種団体、子ども等と一緒に、多様化する地域課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。	D	え	地域課題を解決するために各地区で様々な取り組みを行っていることから、各地区の状況、取り組み事例を共有できるような場を設定し、意見交換できるように務めた。	イ	地区センターが設置されることから、地域課題を解決に向けて各地区センターで関係団体との連携体制を構築していく。	地域振興課	
第2項 市民活動の支援と活性化推進										
		市民活動の支援	市民活動センター機能の充実や活動の活性化などを通じて、市民活動を支援します。	D	え	中間支援組織と連携して、市民活動拠点の充実、市民団体との連携を図るために支援している。	イ	市民活動センター機能を充実していくために、中間支援業務を再確認し、必要があれば見直しを検討し、市民活動の活性化を図っていく。	地域振興課	
		新たなコミュニティ活動の支援	各地区で活動する市民活動団体等を支援するために、新たな活動場所の確保に取り組めます。	D	う	市民活動団体は、各分野で様々な活動スタイルがあることから、各団体の活動しやすい環境を整備するために各種情報提供に努めた。	イ	今後の地区センター化により、市民活動センターだけではなく、各地区センターの関係団体とも連携できる環境を整備していく。	地域振興課	
		コーディネーターの育成	多くの市民団体や市民活動の連携をコーディネートできる人材を育成します。	C	う	市民活動団体の連携体制を構築するために、中間支援組織がコーディネーターとなり登録団体交流会を実施している。	イ	市民活動団体の連携体制の強化、市民活動の活性化を図るために中間支援組織だけではなく、登録団体とも連携して人材育成に努めていく。	地域振興課	
		情報の一元化	さまざまなコミュニティ活動に参加しやすくする環境整備として、中心となる相談窓口の充実と、市民活動に関する情報の一元化を図ります。	D	う	中間支援組織と連携して、市民活動センターHP、情報紙等を発行することで各種情報提供を行っている。また、相談者が利用しやすい環境整備に努めている。	イ	各種情報発信・提供するためのツールを的確に見極め状況に適した活用を努めていく。	地域振興課	
第3項 外国人市民との交流推進										
		地域住民の意識改革の推進	外国人市民を地域活動に参加しやすくするために、住民の意識改革に取り組めます。	C	う	人間市国際交流協会を通じて講演をするなど「やさしい日本語」の普及に努めました。	イ	市報やホームページを通じて「やさしい日本語」の普及に努め、地域住民の意識改革に取り組めます。	地域振興課	
		情報提供の充実	外国人市民に対する生活情報の提供は、やさしい日本語などを活用したわかりやすい方法で提供するとともに、教育委員会等と連携を図って拡充します。	B	う	毎月発行している外国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）による市政情報紙「IRUMA COM COM」及びその内容を基にした「やさしい日本語」による情報提供を開始しました。また、人間市国際交流協会と共同で5ヶ国語版「新・生活ガイドいるま」を更新しました。	イ	可能な限り多言語化に努めるとともに「やさしい日本語」の活用と普及に努め、情報提供の充実を図ります。	地域振興課	
		交流機会の促進	外国人市民が地域活動に気軽に参加できる環境を整備します。	C	う	外国人市民との交流を図る場の提供として、万燈まつりでの世界のともたち広場、国際交流音楽会、市内小学生を対象に多文化紹介を人間市国際交流協会と連携して行いました。しかし、令和2・3年度は、万燈まつりの中止に伴い、世界のともたち広場は中止となりました。また、音楽会、多文化紹介についても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2年間開催を見送りました。	イ	人間市国際交流協会と連携して、地域住民と外国人市民の仲立ちとなるよう努めます。	地域振興課	
		相談窓口の充実	外国人市民が母国語で相談できる生活相談窓口体制を充実します。	B	い	毎月火（英語）、水（スペイン語）、第1木（中国語）の他に、第2・第4金（英語）に予約制の相談窓口を開設しました。また、相談員不在時でも対応を可能にするため、多言語自動音声翻訳機を導入して充実を図りました。	イ	相談件数の増加、相談内容の複雑化に伴う相談員の研修機会の充実を図ります。	地域振興課	
第4節 自治体間交流の推進										
第1項 姉妹都市・友好都市との交流推進										
		青少年交流の推進	小学生、中学生、高校生、それぞれの年代を対象とした異文化交流を推進します。	B	う	ヴォルフラーツハウゼン市、奉化区との交流については、青少年の受入れと派遣をし、青少年異文化体験を推進しました。佐渡市との交流については、サマーキャンプで青少年を派遣し、スポーツや文化、教育の分野で交流を図りました。ヴォルフラーツハウゼン市、奉化区との交流については、令和2年度は東京オリンピック開催のため交流はなしとしました。しかし、東京オリンピックの開催が令和3年度に延期されたため、2年連続で交流はなしとしました。佐渡市との交流については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2年間中止としました。	イ	更なる交流の推進を図るため、青少年が参加しやすい事業内容を検討していきます。	地域振興課	

第1章 つながりを大切にしまちづくり（人権、コミュニティ、交流）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
		物産交流の拡大	佐渡市と本市の魅力を活かした特産品の交流を推進します。	A	あ	万燈まつりや農業まつりで佐渡物産の販売・PRをしました。また、佐渡の日イベント（3/10）に入間市国際交流協会と連携し、市内百貨店や商店街にて物産の販売・PRをしました。佐渡市の各イベントでは、狭山茶の販売・PRをしました。しかし、各まつりの中止に伴い、佐渡物産の販売・PRは令和2年度・3年度と中止になりました。	イ	今後もそれぞれのイベントを通じて特産品の交流をし、両市のPRをしていきます。	地域振興課
		市民交流の充実	市民が誰でも参加できる交流機会を充実します。また、姉妹都市・友好都市との交流については、今後の方向性を再検討します。	C	い	入間市の指定保養所として佐渡市の宿泊施設と契約をし、入間市民の宿泊費の割引をしました。また、入間市国際交流協会と連携して佐渡市バスツアーを行いました。ヴォルフラーツハウゼン市の訪問団に対して、歓迎交流会を市報で呼びかけるなど、市民が交流する機会を設けました。しかし、令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、佐渡市バスツアーは中止としました。また、令和2年度・3年度は、万燈まつりの中止に伴うヴォルフラーツハウゼン市の訪問中止により歓迎交流会は開催しませんでした。	イ	今後も継続して行い、市民の交流機会の充実を図ります。奉化区については、数年訪問団が来ないため、青少年の交流を中心とするなどの検討をしていきます。	地域振興課
		姉妹都市・友好都市の情報提供	姉妹都市・友好都市のさまざまな情報を市民に提供し、交流の充実につなげます。	B	い	市民ホールや地域振興課内佐渡市情報コーナーにて佐渡市の情報を提供しました。市庁舎売店と産業文化センター内食堂にてランチパケットを販売し、ヴォルフラーツハウゼン市と奉化区の食文化を紹介しました。	イ	入間市国際交流協会と連携し、SNS等を活用して最新の情報を提供するように努めます。	地域振興課
第2項 都市間連携の推進									
		都市間連携の拡充	防災や図書館等の相互利用など、現在取り組んでいる都市間連携を拡充します。	B	い	埼玉県西部地域まちづくり協議会へ日高市が加入したことにより、日高市との相互利用を開始し、市民の利便性をさらに高めることができました。	イ	図書館等の施設については、埼玉県西部地域まちづくり協議会（所沢市、飯能市、狭山市、日高市、入間市）や東京都青梅市との相互利用を継続するとともに、他自治体とのさらなる相互利用の可能性について検討します。防災面でも災害時の対応充実に向けて、連携自治体の拡充を図ります。	企画課 危機管理課 図書館
		新たな都市間連携の検討・活用	新たな都市間との連携について、さまざまな可能性を検討し、活用に向けて取り組みます。	D	う	新たな都市との連携を見据え、連携地域や連携分野について検討を行いました。	イ	圏央道の埼玉県区間における東と西の玄関口という縁から、幸手市との包括的な連携協定の締結に向け現在調整をしています。令和4年度中に締結を行い、締結後は様々な分野で交流を図り連携を促進していきます。	企画課

第6次入間市総合計画・前期基本計画の取組評価

第2章 学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 生涯学習の推進									
第1項 学習環境の充実									
		学習情報の提供	より多くの生涯学習情報を収集・整理し、さまざまな媒体を活用して情報提供を図ります。	B	い	紙媒体で配布していた情報紙の一部をホームページ掲載に代えるなど見直しを実施しました。ホームページへのアクセス数は、コロナ禍前に増加したが、令和2年度は半減し、令和3年度にやや回復しました。	イ	情報提供の手段や媒体の取捨選択を行い、受け手側のニーズに合った媒体を活用した学習情報の提供を図ります。	社会教育課
		学習機会の充実	さまざまな市民ニーズに対応し、生涯学習の機会を充実します。	B	い	令和2年度以降は感染症の影響により事業の中止や縮小など影響が多発しましたが、オンライン形式など新たな手法を取り入れながら可能なことは実施し、令和3年度にはコロナ禍前の6割程度にまで回復しました。	イ	市民ニーズの多様化・専門化や、高齢化に対応するため、市民活動団体や大学との連携・協働を図り、公民館・博物館・図書館等の社会教育施設相互の連携を強めながら、学習機会の提供を図ります。	社会教育課
第2項 学習活動の充実									
		市民の学び合いの促進	市民がともに学び合うための、環境整備に取り組みます。	C	い	市民活動団体会員の固定化・高齢化による会員数の減少に加え、感染症の影響により「集まる」活動の縮小や中止が見られましたが、オンライン会議を取り入れるなど新たな手法で対策を講じました。	イ	生涯学習を推進する市民活動団体と行政との連携を密にし、生涯学習計画の立案や実施を協働で推進していきます。また、市民活動団体に幅広い世代が参加できるよう、負担が少なく、参加しやすい運営形態の整備に取り組みます。	社会教育課
		団体間の連携の促進	現代的・社会的課題の解決に向けて、市民活動団体や企業・大学等が連携協力し合える体制を整備します。	C	い	令和2年度以降は感染症の影響により事業の中止や縮小など影響が多発しましたが、市民活動団体との連携により、「生涯学習フェスティバル」や「まちの先生講座」は事業を継続することができました。	イ	市民活動団体や企業・大学等の専門性や特色を活かし、多様化・専門化する現代的・社会的課題に対応した協働事業を実施します。	社会教育課
第3項 学習成果の活用									
		学びを活用する機会の充実	学習の成果を地域づくりに活かす機会を充実します。	C	う	習得した知識・経験・技術等を地域へ活かす市民講師登録制度「まちの先生」は、登録数がほぼ横ばいでしたが、「まちの先生」が講師となる「まちの先生講座」は、多数の市民が受講し、受講した市民より高い評価を得ました。	イ	「まちの先生」と市民が協力し合い、講師と受講生が自主的に講座が運営できるような仕組みや体制を作ります。	社会教育課
		学習機会の充実	現代的・社会的課題に対応した学習機会を充実します。	B	い	感染症の影響や事業の見直し等で、事業数は減少しましたが、「まちの先生講座」や「出前講座」で現代的・社会的課題に関する講座を開催したり、「生涯学習フェスティバル」で現代的・社会的課題に取り組む団体が参加したりするなど、内容的には進展しました。	イ	引き続き、「まちの先生講座」や「出前講座」のメニューに最新の課題に関する講座を加えるなど、現代的・社会的課題に対応した学習機会を提供していきます。	社会教育課
第2節 学校教育の充実									
第1項 学校教育体制及び学習環境の充実									
		学校経営の充実	特色ある学校づくり、保護者・地域との連携を活かした信頼される学校づくりを推進します。	B	い	教育委員会指導の下、各小中学校において校長の経営方針を明確にし、地域に根差した特色ある学校づくりを行いました。	ア	令和4年度は金子中学校区、東金子中学校区の2校区をモデル校を選定し、学校運営協議会を試行的に発足します。令和5年度からは同協議会を全小中学校で発足します。	学校教育課
		生徒指導・教育相談の充実	生徒指導および教育相談体制の整備、いじめ問題の対応や適応指導教室の充実などを図ります。	B	い	各学期1回の生徒指導訪問や生徒指導調査の実施により、学校の現状を把握し、適応指導教室のあり方について検討を進めました。	イ	引き続き、適応指導教室のあり方について検討を進めます。	学校教育課
		子ども未来室事業の推進	就労までを見据えた幼児児童生徒の発達の支援、異職種間等の円滑な接続、子育て中の親の支援、特別支援教育の充実など、子ども未来室事業を推進します。	A	あ	児童発達支援センターとの連携において、職員間交流、合同研修会、教育と福祉に係る意見交換会を定期開催する等、計画的に実施できました。	ア	多重層構造型で支援できるよう多機関と交流及び情報共有しながら、切れ目ない支援を行います。	学校教育課
		教材、図書等の充実	良好な教育環境を確保するために、教育教材、管理備品、図書等の整備・充実を図ります。	B	あ	GIGAスクール構想の実現に向けた児童・生徒1人1台のタブレット端末及び大型モニターなどのICT機器の導入により、良好な教育環境を確保することができました。	イ	良好な教育環境を確保し、多様な子どもたちの個別最適な学びを保障するため、教育教材、管理備品、図書等の整備・充実を図ります。	教育総務課
		子育て家庭への経済的支援	経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助制度により就学を支援していきます。	A	う	当該制度については、学校経由で全小中学生の対象世帯に案内を配布し、全周知に努めました。支援については、所得が認定基準額以下の対象者に行いました。	イ	今後も同様の取り組みを継続していきます。	学校教育課
第2項 学校教育内容の充実									
		学力向上の充実	小中一貫教育の推進、ユニバーサルデザインの視点に立った教育（障害のある子どもも自分の力を一杯発揮できる支援を行う教育）の推進、ICTを活用した教育の充実、教職員の資質向上を目指した研修の充実、家庭学習の充実などに取り組み、学力向上につなげます。	A	あ	学力向上の充実において、特にICTを活用した教育を充実させ、教職員の資質向上を目指した研修の取組を通して、学力向上の取り組みを推進することができました。	イ	1人1台のタブレット端末のさらなる有効活用を進め、授業及び家庭学習の充実と児童生徒の学ぶ意欲の向上を図り、「協働的な学び」や「個別最適な学び」の実現と学力向上につなげます。また、教職員研修を充実させ、教職員の資質及び指導力向上を図ります。	学校教育課
		豊かな心を育む教育の推進	ふるさと入間を愛する子どもの育成、道徳・人権教育の充実、体験活動を活かした教育の推進、地域人材の活用などに取り組み、豊かな心を育む教育を推進します。	B	う	豊かな心を育む教育推進において、道徳・人権教育の充実を図り授業研究会を開催する等、計画的に実施できました。	イ	今後も同様の取り組みを継続していきます。	学校教育課
		健康・安全教育及び学校給食の推進	体力・健康の保持・増進、安全・防災教育の充実、食育の推進、国民運動「早寝、早起き、朝ごはん」の推奨などに取り組み、健康教育を推進します。あわせて、安全・安心でおいしい学校給食の提供を推進します。	B	あ	体力・健康の保持・増進および、安全・防災教育の充実に取り組み、安全で栄養バランスが良い学校給食の実施、地産地消の推進、安全な旬の食材の使用、行事食等の提供を通じて、食育の推進に努めました。毎月配布している学校給食献立予定表に「早寝、早起き、朝ごはん」の記事を掲載したほか、全小中学校27校で食育に関する指導を行い、健康教育の推進に努めました。また、月2回の保菌検査を実施し、衛生管理に努め、安全・安心でおいしい学校給食を提供しました。	イ	今後も同様の取り組みを継続していきます。児童生徒の食に対する意識向上に向けて、児童生徒が興味を抱きやすい授業の工夫を検討します。	学校教育課 学校給食課
第3節 社会教育の充実									
第1項 社会教育環境の充実									
		社会教育の機会の充実	現代的・社会的課題に対応した学習機会を充実します。	C	い	感染症の影響等により事業の中止や規模縮小などの影響があり、事業実施数・参加人数とも減少する結果となりました。しかしながら、オンラインを活用した事業を実施したことで、新たな学習機会を提供することができました。図書館では電子図書館サービスを令和3年6月から開始し、いつでもどこでも利用できる読書環境を整えることができました。博物館では常設展・特別展等の展示事業、ALITお茶大学を始めとした教育普及事業等を通じて学習機会を提供することができました。	イ	住民同士が生活課題や地域課題を解決するために、現代的・社会的課題について主体的に学ぶことができる多様な学習機会の充実や、オンラインを活用した事業実施を展開し、より多くの人へ学習機会を提供していきます。図書館では、電子図書館サービスについて、利用状況や社会情勢を見極め、検証しながら蔵書を増やしていくよう努めていきます。博物館では、常設展示室のリニューアル、ICTを活用した事業展開などを通して更なる機会提供を進めます。	社会教育課 図書館 博物館
		資料の収集・提供の充実	市民ニーズや現代的・社会的課題に対応した資料を収集し提供します。	B	い	図書館では、「入間市立図書館資料収集基準」に基づき、市民の基本的な権利のひとつである「知る権利」を保障する機関として、市民ニーズや現代的・社会的課題に対応した資料の収集・提供を行うことができました。博物館では、失われゆく市域の昔の生活用具、狭山茶関連資料、市内に生育する植物標本など、収集保存展示に努めました。	イ	図書館では、市民のリクエストに対応しながら、市民ニーズにあった図書館資料の提供に努めます。博物館では、資料の収集保存・調査研究・展示公開は基本的な機能であり、今後も継続していきます。	図書館 博物館

第2章 学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
		社会教育に関する情報の提供の充実	広報紙・ホームページ等の充実や各種メディアの活用など、社会教育に関する情報提供の充実を図ります。	B	い	生涯学習フェスティバル（第26回）の開催や、「かがやく」（令和3年度）の発行をオンライン形式で実施するなど、インターネットを活用した情報提供に取り組みましたが、ホームページの閲覧数は概ね横ばいでした。 また、「広報いるま」をはじめ、「公民館だより」・「図書館だより」・「ニュース・アリット」など紙媒体での情報提供のほか、市や各施設の公式ホームページ、入間ケーブルテレビ、FM茶室などのメディアにより、市民への周知ができました。 更に、ホームページと並行して、SNSの有効活用という視点から、公民館・博物館ではFacebook、博物館ではTwitterを開始し、一層の情報発信ができました。	イ	社会教育の関連情報の周知強化のため、ホームページや市報やSNSなどの媒体を単一で使用するのではなく、それらを一体的に使用し、複合的な情報提供を目指します。 「広報いるま」等従来の紙媒体による広報活動だけでなく、Instagram、FacebookなどのSNS活用のほか、指定管理者を通じた情報発信等についても検討します。 ICTを活用した情報発信はもちろんのこと、館内でのレファレンスサービスの柔軟な対応も引き続き進めていきます。	社会教育課 図書館 博物館
第2項 家庭・地域の教育力の向上									
		乳幼児の親を支援する事業の充実	社会教育を通じて、子育ての不安解消や親同士の仲間づくりを促進する事業を充実し、乳幼児の親を支援します。	C	い	感染症の影響等により、乳幼児とその親を対象とした交流や仲間づくり事業は実施数・参加者数とも減少する結果となりました。 その中で、図書館では、乳幼児が本に親しむ機会を充実させるため、赤ちゃん絵本コーナーを設置しました。また、読み聞かせボランティアと連携したおはなし会や「ブックスタート」関連事業を開催し、本の読み手と聞き手が同時に読書を楽しむ共有体験をしたり、子どもが本とのつきあい方を学んだりするなど読書活動の推進を図るとともに、親子のコミュニケーション、子育て支援の場を提供することができました。	イ	社会教育を通じて、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支える気運の醸成を目指します。 図書館では、読み聞かせボランティアと連携しながら赤ちゃん向けのおはなし会を実施したり、赤ちゃんタイムを設けたりして、赤ちゃんとその保護者が安心して図書館を利用し、本に親しめるような環境を整備していきます。	社会教育課 図書館
		小中学生の親を支援する取り組み	PTAや子育てサークルなどによる家庭教育を支援する事業の充実、親同士の交流の促進など、社会教育を通じて小中学生の親の支援に取り組みます。	C	い	感染症の影響から中止とした事業もありましたが、密を避けた子どもの居場所づくりや、フードドライブを活用した子ども食堂の実施などの支援を行いました。各小中学校PTA家庭教育学級の実施・運営を支援し、親同士の学びや交流を継続して実施することができました。	イ	親同士の交流や家庭教育がより充実して行われるよう、PTAや子育てサークルなどの活動の支援を通して連携を深め、地域の教育力の向上を図ります。	社会教育課
		家庭・学校・地域等の連携の促進	体験事業等の実施を通じて家庭・学校・地域等の連携を促進します。また、連携を通じて、家庭・地域の教育力を高めます。	C	い	子育て広場等、学校・家庭・地域が連携した各種事業を計画しましたが、感染拡大予防の観点から事業数は減少しました。その中で、公民館では、地域交流会、世代間交流会の実施、図書館では、小学生を対象とした「図書館利用教室」・「図書館施設見学」の実施、博物館では小・中学校を対象とした「博学連携事業」を実施するなど、それぞれの施設の専門性を活かしつつ、市民ボランティアとの協働で体験学習を実施しました。 また、中学生社会体験チャレンジ事業やひばり教室（適応指導教室）の社会体験の受け入れ事業等を行い、社会体験を支援することで、より公民館・図書館・博物館を身近に感じてもらえることができました。	イ	今後も公民館が地域の拠点となって家庭・学校・地域等の連携・協働を促進できるよう、情報交換の場を提供するなどコーディネートに取り組みます。 図書館では、学童保育室や学校図書館支援のため団体貸出や配本サービスの充実に努め、学校図書館ボランティア研修会等を通じて小・中学校や他の社会教育施設と連携した読書活動の推進を図ります。 博物館では、収蔵資料や学芸員の専門性を活かし、小・中学校との博学連携事業の充実に努めます。	社会教育課 図書館 博物館
		団体支援の充実	子育てサークル等の団体への支援を充実します。	D	う	乳幼児の子育てサークル等は、感染症への懸念から定期的な活動が困難な時期があり、一部でサークル活動等を中止・解散する動きが見られました。	イ	子どもに関わる学習や活動をする団体を支援することで、地域活動の気運を高め、住民同士の連携・協働を促進します。	社会教育課
第3項 青少年教育の充実									
		体験機会の充実	学齢等に応じた、自然体験や社会体験、生活体験等、青少年が参加しやすい多様な事業を充実します。	C	う	青少年活動センターでは、乳幼児向けの自然体験事業や、小中学生を対象とした事業、中学生を主な対象にイベントの企画から運営までスタッフとして関わる社会体験事業などを実施しました。 また、公民館においては、青少年の豊かな心を育む体験事業を実施するとともに、地区文化祭や地域行事等に青少年がボランティア参加する機会を提供しました。	イ	今後も学齢等に応じた自然体験や社会体験、生活体験等、青少年が積極的に参加しやすくなるような魅力ある事業の実施と継続に取り組むとともに、中学生から高校生を対象とする事業の実施に取り組めます。	青少年課 社会教育課
		居場所づくりの充実	中学生、高校生等の青少年がのびのびと過ごせる場を提供する事業を充実します。	B	い	市内のNPO法人や市民団体等と協力して、子ども食堂や遊び場の提供、勉強会等を市内各所で実施したほか、学校の長期休業期間中に公民館で居場所づくり事業を実施しました。 また、空き室開放事業を青少年活動センターや公民館で通年実施しました。さらに、青少年活動センターでは館内にWi-Fi設備を設置するなど、利用環境の改善に取り組まれました。	ア	今後も青少年がのびのびと過ごせる場を提供する事業を継続するとともに、より多くの青少年が安心して使えるような環境の改善など居場所づくり事業の充実に取り組めます。また、地域住民、地域団体による見守り活動・学習支援が行える体制の構築を図ります。	青少年課 社会教育課
		青少年関係団体の支援の充実	青少年関係団体への活動の場の提供、課題解決などの支援や、協働事業の充実を図ります。	C	う	青少年関係団体が活動しやすいように支援するとともに青少年の体験事業を協働事業として実施しました。また、補助金交付要綱の見直しを行うなど、少子化等の影響から近年会員数が減少傾向にある青少年関係団体の運営及び活動の安定化に取り組まれました。	ア	活動の場の提供や課題解決に向けた支援など、今後も青少年関係団体が活動しやすくなるように支援に継続して取り組むとともに、協働事業の充実を図ります。	青少年課 社会教育課
		青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成	ボランティア体験などを通じて、青少年を対象にした事業スタッフ及びリーダー養成に取り組めます。	D	う	青少年活動センターでは、中学生を主な対象に各種イベント運営への青少年の参加、参画を募集し、スタッフ及びリーダーの養成に取り組まれました。 また、公民館では地域行事や公民館事業への参加など、実践を重視したジュニアリーダー養成講座を展開しました。	ア	指導員の確保や育成にかかる課題解決に向けて検討を進めます。また、ジュニアリーダー養成講座は、地域行事、公民館事業への参加など実践重視の活動として継続します。今後は青少年を含めたボランティア体験事業の実施など事業スタッフやリーダーの養成に取り組めます。	青少年課 社会教育課
第4項 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援									
		指定文化財等の保護	指定文化財など、貴重な文化財の保存と活用に取り組めます。	B	い	文化財保護審議委員会からの建言や博物館による調査研究の成果をもとに、新たな文化財の価値を掘り起こし、指定文化財の新規指定（6件）や博物館における展示事業等、文化財の保存と活用につなげました。 また、市民へ文化財の価値や魅力を分かりやすく伝えられるように、指定文化財への説明板の設置に取り組まれました。	イ	人間の歴史・文化を理解する上で欠くことのできない文化財について、調査研究等を通して価値や魅力を掘り起こすとともに、市民へ適切に伝えていくことで、今後も保存と活用に取り組めます。	博物館
		文化財保護啓発事業の実施	身近な文化財を活かし、市民に郷土の魅力を再認識してもらおう事業を実施します。また、文化財を活用して市民文化の向上や観光の振興に取り組めます。	C	え	各地区の公民館等と連携して、身近な文化財を見て歩く「文化財めぐり」を実施することで、市民への文化財保護啓発につなげました。 また、文化財を通して町歩きが楽しめるリーフレット「いるま歴史ガイドマップ」を配布するとともに、詳細な情報をWEB上で提供するなど、観光で訪れた人へも人間の魅力を伝えられるように工夫しました。	イ	文化財の保護意識を高めるためには、身の回りにある文化財を通じて理解を深めることが重要です。引き続き身近な文化財にスポットを当てつつ、魅力が伝わる事業を実施します。 また、参加型事業に限らず、市公式HPやSNS等、様々な手法を用いて情報が提供できるように検討します。	博物館

第2章 学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
		近代化遺産の保存・活用	「西洋館」「旧黒須銀行」等の近代化遺産の保存、両施設が一体となった魅力ある活用事業の実施などに取り組みます。	C	い	「西洋館」においては、計画期間1年目に改修整備工事を行い、2年目より一般公開や建物の魅力を活かした事業を実施することで、保存活用につなげました。また「旧黒須銀行」については、特別公開など部分的活用を図るとともに、保存活用に向けた計画の策定や工事の設計に取り組みました。	ア	「西洋館」については、西洋館や石川組製糸への理解、また建物の魅力を伝えていく事業を継続していきます。また、撮影への貸出等、将来的な財源の確保についても積極的に取り組みます。「旧黒須銀行」については、保存活用の方向性を明確にするるとともに、復元修理工事を進め、活用を具体化していきます。	博物館
		埋蔵文化財の保護	記録保存のための試掘・発掘調査の実施、出土品の活用などに取り組みます。	B	あ	開発に先立ち試掘調査や発掘調査を実施することで、埋蔵文化財の適切な保存を図りました。また、調査結果を毎年調査報告書としてまとめ、発表していくことで、市民の埋蔵文化財への関心を高めることに取り組みました。	イ	引き続き試掘・発掘調査の実施により、埋蔵文化財の適切な保存に努めます。また、博物館の常設展リニューアルにより、調査成果のひとつである出土品を展示することで、市民の埋蔵文化財への理解につなげていきます。	博物館
		伝統文化活動団体の支援の充実	伝統文化活動団体への活動の場の提供、協働事業の充実などに取り組みます。	B	い	郷土芸能団体の会員数が増加したため、目標値である740人に対して、5か年の平均で747人を達成しました。また、博物館では、指定無形民俗文化財等の継承に向けて、保持団体である伝統芸能団体の後継者育成活動の支援に取り組みました。	イ	引き続き、郷土芸能団体への活動の場の提供及び協働事業の充実を図ります。また博物館では、感染症により本来の活動ができず、後継者の育成に苦慮している指定無形民俗文化財等の伝統芸能団体の活動を支援していきます。	社会教育課 博物館
第4節 生涯スポーツの充実									
第1項 スポーツ・レクリエーション活動の推進									
		スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実	イベントや教室等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実します。	C	い	イベントや教室について、平成29年度までは同じ事業を継続する傾向が強かったが、平成30年度より、年度ごとに対象やテーマを検討し事業の多様化を図るよう努め、参加者にスポーツを広く親しむ機会の提供を行い、スポーツ継続の選択肢を増やす取り組みを行いました。	イ	今後も様々なスポーツ事業を実施目的や市民ニーズに沿って検討し、参加者が今後スポーツ活動を継続して行うための選択肢を提供できるよう努めます。	スポーツ推進課
		スポーツ・レクリエーション事業の推進	健康増進を目的とした事業や競技力向上および目的達成度を確認する大会を実施します。	D	う	市スポーツ協会やその他関連団体と連携・調整の上、広く市民を対象に健康増進を目的とした事業の開催や様々なスポーツ大会を開催しました。しかし、令和2年度以降はコロナウイルスの影響で事業や大会のほとんどが開催できていないのが現状です。	イ	今後も様々なスポーツ事業・大会を開催し、市民のスポーツ意識の向上や目標達成度の確認ができる事業・大会を運営するとともに、ニーズに合った新しい事業・大会等も検討できるよう努めます。	スポーツ推進課
		学校体育施設の開放	地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の場として、小中学校の体育施設の有効活用を図ります。	D	う	学校体育施設の利用状況に応じて、関係各所と調整を行い、利用時間の拡充に努めました。また、コロナ禍の影響により利用者が減少していますが、感染防止対策を図りながら、活動場所の確保に取り組みました。	イ	引き続き、開放施設等の拡充や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるとともに、活動場所の確保を継続します。	スポーツ推進課
		地区体育館の活用	地区体育館を活用してスポーツ活動の推進を図ります。	D	う	地域住民と連携し、スポーツ活動に関する事業を各地区体育館で実施しました。また、コロナ禍では職員の消毒作業と利用者への感染防止対策の呼びかけにより、施設利用を継続しました。	イ	引き続き、各種事業を通じてスポーツに取り組む機会を継続的に提供するとともに新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じることで、施設利用の継続に取り組みます。	スポーツ推進課
第2項 スポーツ環境の整備									
		スポーツ指導者等の充実	スポーツ指導者やレクリエーション指導者を充実するため、その養成に取り組みます。	C	い	指導者のみならず、選手や保護者等様々なスポーツ関係者が様々な分野から正しい知識を得られるよう、専門家による講座を開催しました。しかし、令和2年度以降はコロナウイルスの影響で講座が開催できていないため、体験する場を提供できていないのが現状です。	イ	引き続き、スポーツやその他関連する専門家を講師として招き、スポーツチームの指導者はもちろん、選手や保護者などスポーツの様々な関係者に知識を提供できる講座を開催するよう取り組みます。	スポーツ推進課
		スポーツ・レクリエーションの顕彰	優秀選手や優秀団体の顕彰および奨励金の交付により、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。	D	う	優秀な成績を残した選手にスポーツ賞の授与や奨励金の交付を行い、今後のスポーツ意欲向上の助成を行うことができました。	イ	引き続き、優秀な成績を残した選手にはスポーツ賞の授与や奨励金の交付を行い、今後のスポーツ意欲向上の助成を行います。また、様々な選手にこのような顕彰や奨励金の交付があることを知ってもらうため、様々な方法で周知できるよう取り組みます。	スポーツ推進課
		関係団体との連携	体育協会やスポーツ推進委員協議会等との連携により、スポーツ活動を推進します。	D	う	各種スポーツ事業において、市スポーツ協会（旧体育協会）と連携をとりながら開催することができました。また、スポーツ推進委員には様々な市のスポーツ事業の協力を依頼し、スポーツ活動の推進をすることができました。	イ	引き続き、スポーツ事業開催にあたり、市スポーツ協会（旧体育協会）と連携をし、市民にスポーツの場を提供するとともに、スポーツ推進委員に積極的に協力を依頼し、スポーツ活動の推進を進めていきます。	スポーツ推進課
		スポーツ施設の整備	地区スポーツ広場や各種スポーツ施設の計画的な整備を図ります。	D	い	公共施設マネジメント事業計画に基づき、体育館等の改修に着手しました。地区スポーツ広場は、整備計画に基づき用地取得等を行いました。また、コロナ禍の影響及び市の別課題の取組により停止しています。	イ	引き続き、公共施設マネジメント事業計画に基づく計画的な施設改修を実施します。地区スポーツ広場は、市の別課題の対応内容を踏まえ、新たな方向性も含めて対応を検討します。	スポーツ推進課

第6次入間市総合計画・前期基本計画の取組評価

第3章 ささえあいのまちづくり（福祉、健康）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 地域福祉の推進									
第1項 地域福祉基盤の整備									
		福祉総合相談支援窓口の設置	医療・保健・福祉・予防などを包括的かつ継続的につなぐ支援体制を構築し、子どもから高齢者まで、ワンストップで支援する福祉総合相談支援窓口の設置に取り組みます。	D	お	前期基本計画期間1年目より、関係3部によるワーキングチームを立ち上げ、窓口の機能、体制、設置場所等について検討しました。計画期間3年目より、地区センター関係課長によるプロジェクトチームにおいて、窓口における、ソフト面での調整を行いました。計画期間中の設置はできませんでしたが、設置に向けた取り組みを進めることができました。	ア	令和5年4月1日、市内9地区センターにおいて「福祉総合相談窓口」を開設することとしており、当該窓口機能の充実・発展のため、運用等に係る検討を継続してまいります。	福祉総務課
		ささえあい組織の活動の支援	地域福祉の充実に向けて、地域住民による「ささえあい組織」の活動を支援します。	C	い	市内9地区中、豊岡第1、豊岡第2、東藤沢、西武の4地区に組織され、社会福祉協議会を通じて活動の支援を行いました。他の地区においても、支え合い組織を立ち上げられるように、福祉懇談会などを開催しながら地域住民の気運の醸成に努めました。	イ	令和4年度には、藤沢地区、金子地区において、新たに支え合い組織が立ち上がる予定です。その後も引き続き、全9地区に組織が立ち上がるよう、社会福祉協議会とも協力しながら各地区を支援してまいります。	福祉総務課
第2項 地域福祉活動の推進									
		社会福祉協議会の支援	社会福祉協議会による『地域福祉活動計画』の推進を支援します。	C	う	社会福祉協議会が地域福祉計画に掲げる事業等が実施できるように、運営に要する経費の一部について補助しました。	イ	地域福祉の推進のために地域福祉活動計画が実行できるよう、社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助してまいります。	福祉総務課
		担い手やリーダーの発掘や育成	地域福祉懇談会等の開催等を通じて、地域福祉の担い手やリーダーの発掘・育成などに取り組みます。	C	い	地域における支え合い組織は徐々に広がりをみせており、活動を通じて地域福祉の担い手が育成されてきています。しかしながら、コロナ禍のため、地域懇談会の開催が難しくなっています。	イ	令和4年度には、藤沢地区、金子地区に支え合い組織が立ち上がり6地区になります。引き続き全9地区に立ち上がるように、取り組んでまいります。	福祉総務課
		福祉ボランティアの育成	地域福祉活動の人材を確保するため、福祉ボランティアを育成します。	C	う	市民のボランティア活動への参加割合が、市民意識調査では微増ですが増えてきています。また、地域の支え合い組織も広がりをみせています。	イ	地域福祉懇談会等を通じて地域住民の福祉活動への意識や気運を醸成していき、支え合い組織の立ち上げとともに福祉ボランティアを育成してまいります。	福祉総務課
		民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員および主任児童委員の活動を支援します。	C	う	民生委員・児童委員協議会への補助金を出し、充実した活動ができるよう支援しました。また、事務局として定例会や研修を開催し、各委員の資質向上や情報提供についても支援しました。	イ	委員の負担軽減のため、様々な依頼を整理し、本来の委員活動がスムーズに行えるよう支援してまいります。	福祉総務課
		地域コミュニティ活動の推進	地域コミュニティ活動の必要性を再認識した上で、地域資源の横断的連携を図ります。	C	う	民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどと協力体制を築きながら、地域の支え合い組織を立ち上げ、活動を通じてコミュニティ活動の推進を図りました。	イ	支え合い組織の活動を通じて地域コミュニティ活動を推進してまいります。また、社会福祉協議会と協力し地域懇談会等を開催するとともに、新たな支え合い組織を立ち上げてまいります。	福祉総務課
第2節 生活支援の推進									
第1項 相談支援体制の充実									
		生活困窮者の早期発見と支援	市民が気軽に相談でき、適切な助言や支援が受けられる体制を作ります。また、専門員の配置により、対応ケースの評価・分析（アセスメント）や支援プランの作成、訪問支援（アウトリーチ）、民間事業者等を含めた関係機関との連携などにより、生活困窮者の早期発見と支援に取り組みます。	A	あ	5年間に1,816件の新規相談に応じ、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、専門員が必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との調整等を行いました。生活困窮者の自立と尊厳の確保を図るための相談窓口として包括的、継続的な支援を行うことができました。	イ	今後も市民が気軽に相談でき、適切な助言や支援が受けられる体制の充実に努めます。生活困窮者自立支援法に則り、生活困窮者の早期発見と支援に取り組みます。	生活支援課
		保護の適正な実施	最低限度の生活の保障と自立を助長する取組を進め、生活保護の適正な実施を図ります。	A	あ	被保護世帯の最低限度の生活の保障と自立を助長する取組を進め、生活保護の適正な実施を図ることができました。	イ	今後も被保護世帯の最低限度の生活の保障と自立を助長する取組を進め、生活保護の適正な実施を図ります。	生活支援課
		就労支援の推進	被保護者が就労支援事業に取り組み、就労支援の推進を図ります。	D	え	「生活保護受給者等就労支援促進事業」参加者33名を対象に、就労支援相談員による就労支援を実施し、24件の採用に至ることができました。就労による保護廃止は6件、保護停止は4件に止まりました。	イ	個々の対象者の態様（年齢、学歴、職歴、資格、障害・疾病の有無や程度、世帯状況等）及び、ニーズ（希望する職種、雇用条件、就労場所等）に応じた就労支援を行っています。	生活支援課
第3節 子ども・子育て支援の充実									
第1項 保育サービスの充実									
		保育体制の整備	保育所および学童保育室などを通じて、適正な保育体制の整備を図ります。保育所および学童保育室などでの保育サービスを通じて、適正な保育体制の整備を図ります。	C	い	保育所では依然として低年齢児の保育要望が多い状況にある。小規模保育施設が2施設開設待機児童の解消には至っていない。学童保育室に於いては、当面の目標であった低学年児童の待機児童を解消する事ができた。	イ	公共施設マネジメントによる保育所の統合が予定されており、保育ニーズに応じた施設整備と保育サービスが提供できるよう努めていく。学童保育室に関しては、施設の老朽化等の問題も発生しているため、改修工事をすすめ、適正な保育環境の維持に努めたい。	保育幼稚園課 青少年課
		民間保育施設の整備支援	認可保育施設の整備を支援するなど、保育環境の充実を図ります。	C	い	継続して民間事業者からの相談に対応しており、令和2年度、3年度には小規模保育事業所が開設された。	イ	設置場所など待機児童発生地区の状況など事業者への情報提供等を含め進めていく必要がある。	保育幼稚園課
		公立保育所の再整備	各地域の保育需要を把握し、適正な再整備を進めます。	C	い	公立保育所の統合新設の用地取得に向けて地権者との協議など順調に進んでいる。	イ	引き続き用地取得を進める。また施設建設に向けた整備計画の策定を進める。	保育幼稚園課
第2項 幼児教育の環境整備									
		子ども未来室事業の推進	臨床心理士・作業療法士が発達障害あるいはその疑いのある子どもたちへの関わり方や支援方法についての助言などを行っている、子ども未来室事業を推進します。	A	あ	巡回支援において、児童発達支援センター職員と同行巡回することができ、多職種における合同巡回が実施されました。	ア	各施設において、児童生徒のアセスメントや支援方法が検討できるよう施設力を高められるよう助言・指導を行います。	学校教育課
		幼児の通級指導教室を通じた支援	感情コントロールや集団生活での適応能力が身につくような支援、自己肯定感の育成などに取り組みます。	B	い	児童発達支援センター（元キッズ）を併用している児童の参観・情報共有を、幼児の通級指導教室（茶おちゃ）職員・元キッズ職員が相互に行うことで、指導向上へつながりました。	イ	児童発達支援センター（元キッズ）との連携をより深く、個々のニーズに合わせた質の高い指導を目指します。	学校教育課
		保護者への情報提供と支援	保護者が不安を抱かず、安心して子育てができるよう、情報の提供や支援に取り組みます。	C	う	コロナ禍においても、親の学習講座では、オンライン相談を行うことができ、親の不安に寄り添うことができました。	イ	継続して、親の支援を行うとともに、親同士の交流の場を増やせるように工夫改善を図ります。	学校教育課
		保幼小中連携・接続研修会の実施	保幼小中連携・接続などに関して、適切な方法を学ぶ研修会を実施します。	B	い	コロナ禍の状況に応じて、参集型・オンライン・オンデマンド配信と、形態を変え実施することができました。	イ	多職種の教職員が研修に参加できるよう、研修をオンデマンド配信にするなど工夫して実施します。	学校教育課
第3項 児童相談の推進									
		子育て家庭への経済的支援	子ども医療費助成事業など、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。	A	う	通院、入院とも、中学校3学年修了の3月31日までを支給対象とし、医療費の一部を支給することにより、家計の経済的負担を軽減するとともに、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることができた。	イ	令和4年10月から、県内現物給付化を図るとともに引き続き、家計の経済的負担を軽減するとともに、子どもの保健の向上と福祉の増進を図っていく。	こども支援課
		虐待防止施策の推進	関係機関との連携強化、円滑な情報交換や情報共有、児童虐待の早期発見・早期対応、児童虐待に対する啓発活動の実施、民生・児童委員との連携による見守りの推進など、児童虐待の防止対策を推進します。	A	あ	学校・児童相談所・警察などの関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。また、児童虐待防止推進期間では、庁内及び図書館において、啓発資料の展示やオレンジリボンの配布を行いました。	ア	関係機関とのさらなる連携強化のため、家庭児童相談員が学校等の関係機関を訪問するなど、顔が見える関係づくりを構築し、より一層関係機関と連携した児童虐待防止対策を推進してまいります。また、学校ではスクールソーシャルワーカーとの情報共有を密にし、早期発見に努めるとともに、必要な支援に繋げてまいります。	こども支援課 学校教育課
		家庭児童相談の充実	子育てや虐待などのさまざまな相談に対応するため、相談能力の向上を図り、保護者を含めた家族全体への支援の充実を図ります。	A	あ	子どもの見守りアクションプランに基づき、関係機関と連携した見守りや、家庭児童相談室の周知を行ったこと等により、児童相談件数は、過去最高の10,872件となった。また、埼玉県から派遣された市町村支援員に要保護児童対策地域協議会実務者会議や受理事務会議で意見をもらうことにより、家庭児童相談員等のさらなる専門性の向上を図った。	ア	引き続き、子どもの見守り強化アクションプランに基づき、関係機関との情報共有や家庭児童相談室の周知等により、家庭児童相談件数を令和3年度と同程度に維持する。また、家庭児童相談員会議を行う等により、家庭児童相談員の抱えている案件等の情報共有を図り、対応方法を検討することにより、さらなる資質の向上を図る。	こども支援課
第4項 ひとり親家庭の福祉の推進									
		経済的自立のための支援	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、母子および父子並びに寡婦福祉資金貸付制度等により、経済的な支援を行います。	A	あ	父子家庭や母子家庭等に対し手当の支給や、母子および父子並びに寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることができた。	ア	引き続き、母子家庭や父子家庭等に対し手当の支給や、母子および父子並びに寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。	こども支援課
		ひとり親家庭への自立支援	母子・父子家庭自立支援員を通じて、就業・自立に向けた総合的な支援策を強化します。	A	あ	自立支援教育訓練給付金を7人に支給し、介護福祉士実務者研修や初任者研修の受講により就労に繋がった。高等職業訓練促進給付金を25人に支給し、准看護師、看護師等の資格を取得し、就労まで	ア	引き続き、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、資格の取得等により、収入面、雇用条件面でより安定した就労に繋げ、自立促進を図る。	こども支援課

総合的な支援体制の整備	多様化するひとり親家庭のニーズに対応するための総合的な支援体制を整備します。	D	え	母子・父子自立支援員がひとり親の多岐にわたる相談に対応し、必要な支援に繋げることができた。総合的な支援体制の整備までは至らなかった。	ア	令和4年度にひとり親家庭等ワンストップ相談体制強化事業により、4つのシステムを構築し、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びブッシュ型支援体制の構築・強化を図	こども支援課
第5項 子育て支援及び子育て支援の充実							
子育ての情報提供の充実と活用	子育て情報の有効活用を図るとともに、さまざまな情報を活用した事業を実施します。	C	う	各種広報誌、HP及びサイトを通じて、子育て情報を発信した。	イ	各種広報誌、HP及びサイトを通じて、子育て情報を発信していく。	こども支援課
子育て支援拠点の充実	集い、相談できる身近な場所を確保するとともに、講習等の充実を図るなど、支援拠点の質の向上を図ります。	C	い	一般型8か所の維持に努めた。令和4年度の二本木地区での新規設置に向け、予算確保、開設準備を行った。	イ	一般型8か所の維持ができた。令和4年開設の二本木地区は、公民館を借用し設置したが、今後は地区センター化と併せ、地域子育て支援拠点の位置づけは、コロナ禍による利用自粛や、在宅勤務などの保護者の働き方に変化がおき、利用件数減少に繋がっているが、受託者とともに事業周知を継続していく。	こども支援課
ファミリーサポート・センター事業の充実	提供会員の増員、支援体制の強化に取り組み、子育て環境の充実を図ります。	D	う	活動場所を提供会員の自宅を基本としながら、地域子育て支援拠点においても活動することを周知した。	イ		こども支援課
子どもたちがまちづくりに参画する機会の充実	子どもたちがまちづくりに参画しやすくするため、意見表明の機会を積極的に提供します。	C	え	子どもの目線で、まちづくりの考えを表明する場を設けたほか、コロナ禍により動画投稿型ソーシャルネットワークサービスを活用し、地元の魅力を発信するなど、子どもたちの発想で情報を発信しました。	イ	子どもたちの意見聴取や意見表明の手法や機会について検討し、子どものまちづくりへの参画を促進します。市の施策立案や事業実施にあたって積極的に子どもたちの意見を取り入れられるよう庁内に提言し、参画機会の拡大を図ります。	こども支援課 企画課
第6項 妊娠期からの切れ目ない支援の推進							
産前産後サポートの充実	妊産婦の健康保持、家事援助等のサポート、産後の母体回復の支援など、安心して出産するための環境整備に取り組みます。	B	い	令和3年度から出産後の一定期間、産婦と乳児が産後ケア施設に日帰り入所し、母体の休養及び育児指導等の支援を受ける通所型産後ケア事業を実施した。産後ケア事業で11名の利用があったこと等により、令和2年度よりも利用者が13件増加した。	ア	令和4年度から多胎児家庭に対する負担軽減として多胎児加算を実施する。また、利用者の利便性を高めるために、宿泊型産後ケア施設を1箇所増やすことを検討していく。	こども支援課
子育て世代を包括的に支援する体制の充実	妊娠期から子育て期にわたり、コーディネーターが妊産婦等の状況を継続的に把握するとともに、必要に応じた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら切れ目なく支援していくため、子育て世代を包括的に支援する体制を整備します。	B	い	利用者支援事業基本型を4箇所実施し、利用者支援専門員がいるティーキッズとよおみや地域の身近な場所である子育て支援拠点で相談、情報提供、助言等必要な支援を行い、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行った。	ア	利用者支援事業基本型を令和4年度に1箇所増やし、5箇所を実施する。今後は、いるティーキッズとよおみやでは、子ども家庭センターの設置も視野に、子ども家庭総合支援拠点とさらなる連携を図り、子育て世代を包括的に支援する体制を整備していく。	こども支援課
地域における包括的な支援拠点の設置	子どもから高齢者までワンストップで支援できる地域包括支援拠点として、福祉総合相談支援窓口の設置を進めます。	D	お	関係3部による窓口の機能、体制、設置場所等について検討しました。計画期間3年目より、地区センター関係課長によるプロジェクトチームにおいて、窓口における、ソフト面での調整を行いました。	ア	令和5年4月1日、市内9地区センターにおいて「福祉総合相談窓口」を開設することとしており、当該窓口機能の充実・発展のため、運用等に係る検討を継続していきます。	こども支援課 福祉総務課
第7項 母子保健と児童発達支援の充実							
母子保健事業の充実	妊産婦および妊娠出産を希望する方の健康保持や相談支援の充実、乳幼児の健やかな発育・発達のための各種母子保健事業の実施、関係機関等との連携強化など、母子保健事業の充実に取り組みます。	B	い	妊産婦や妊娠出産を希望する方の健康保持や乳幼児の発育・発達のために各種母子保健事業等に取り組みました。 【5年間実績】 妊娠届出数4,239人、早期不妊検査費助成201人、不育症検査費助成19人、不育治療費助成72人、両親学級延2,134人、乳幼児相談延2,001人	イ	妊産婦や妊娠出産を希望する方の健康保持や乳幼児の発育・発達のために各種母子保健事業等に引き続き取り組みます。	地域保健課
予防接種の実施	感染のおそれのある疾病の発症やまん延の予防のため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施します。	B	い	乳幼児の定期接種に関し、対象者へ予診票を送付して接種を勧奨したほか、対象者の希望に併せて市外の医療機関での接種等に対応し、5年間で延べ117,428人に定期予防接種を実施しました。	イ	国の制度変更やワクチン不足等に対応できるように情報収集に努めながら、安全で迅速な予防接種の実施に引き続き取り組みます。	地域保健課
障害児等の早期発見・早期支援	各種健診や訪問等による心身の発達に遅れ等がある幼児の早期発見、各種相談や教室による早期支援などに取り組みます。	B	い	3～4か月児・1歳6か月児・3歳児に対する健診を実施したほか、訪問等実施し、発達に遅れ等がある幼児の早期発見に努めました。また、5年間で発育発達相談（参加者延164人）、すくすく教室（参加者延680人）を実施し、早期支援に取り組みました。	イ	心身の発達に遅れ等がある幼児の早期発見のため、各種健診や訪問、各種相談や教室による早期支援など、引き続き取り組みます。	地域保健課
幼児の発達支援事業の充実	個々の幼児の発達状況に応じた日常生活動作の指導や、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。また、その保護者に対する子育てや就学等に関する相談支援や関係機関との連携に取り組み、幼児期から学童・青年期までを見据えた切れ目ない支援を実施します。さらに、児童発達支援センターへの移行も含めて、幅広い家庭を対象に相談支援事業や保育所等訪問支援事業を行い、多様なニーズに対応する支援体制の整備に努めます。	A	い	児童発達支援事業では、個々の発育・発達に合わせた児童の発達を促し、利用者数を伸ばすことができた。相談事業では、保健師、保育士、指導主事、社会福祉士による初期相談を始め、公認心理師や作業療法士等による専門相談を行い、早期からの支援により保護者の不安軽減や福祉サービスの利用につなげた。地域支援事業では、保護者交流会や関係機関連絡会等を開催し、オンラインでの開催など、新型コロナウイルス感染症予防に努めながら情報共有と地域連携を図った。	ア	引き続き、個々の幼児の発達に応じた支援を行っていくとともに、関係機関との連携に取り組んで幼児期から学童・青年期までライフステージの移行においても切れ目ない支援を実施していく。そのために「発達支援・教育システム」の導入について検討していく。また、「児童発達支援センター事業計画」の見直しに向け準備を進めていく。	こども支援課
第4節 高齢者支援の推進							
第1項 生きがい活動の推進							
仲間づくりの推進	老人クラブの活動、生涯学習や地域活動への参加促進による生きがい活動など、高齢者の仲間づくりを支援します。	C	え	老人クラブの補助を通じて、高齢者の社会参加及び生きがい対策を推進したが、コロナ禍による活動制限などもあり、活動団体及び加入者数が減少した。	イ	引き続き老人クラブの活動を支援し、生涯学習や地域活動への参加促進による生きがい活動など、高齢者の仲間づくりを支援する。	高齢者支援課
世代間交流の推進	世代間交流を通じた高齢者の生きがい活動を支援します。	D	う	やまゆり長寿フェスティバルや声かけ運動を通じて世代間交流を推進していたが、コロナ禍により事業の実施ができなかった。	イ	引き続き様々な世代が交流できる事業を実施し、高齢者の生きがい活動を支援する。	高齢者支援課
第2項 生活支援の推進							
生活支援・介護予防サービスの充実	訪問型サービス、通所型サービスの充実、生活支援体制の整備、介護予防事業の推進などに取り組みます。	C	い	介護保険の要支援（1・2）や事業対象者向けの訪問型・通所型の介護サービス事業のほか、一般介護予防事業を充実させたことにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスを充実することができた。	イ	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができる地域社会の実現に向け、引き続き高齢者の誠実な支援・介護予防サービスの充実を努める。	高齢者支援課
高齢者の活躍の場の確保	高齢者の社会参加や社会的役割として、生活支援の担い手など活躍の場を確保します。	C	い	地域住民で構成するボランティア団体による訪問型・通所型サービスを支援し、高齢者の社会参加の場を確保した。	イ	全ての日常生活圏域に住民主体による訪問型・通所型サービスが設置できるよう、引き続き高齢者の活躍の場の確保に努める。	高齢者支援課
在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護の資源の把握、相談支援体制の整備、見守り活動などに取り組みます。	B	あ	入間地区医師会に委託している在宅医療支援センターと連携し、在宅ケアネットの活用を促進した。多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を進めています。	ア	令和3年度に在宅医療・介護連携推進の4つの場面における課題と解決に向けての取組を設定し、重点的に取り組む課題を決定した。引き続き重点的に取り組む事項について、多職種協働のもとで推進する。	高齢者支援課
地域包括ケアシステムの推進	地域ケア会議を通じて、地域における高齢者の生活支援の推進を図ります。	D	う	新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催の計画が立案出来ず、回数が少なかった。包括支援センターが主催の会議では、内容についてセンター毎に取り組み方の差があることが分かり、今後の課題が明確になった。	イ	包括支援センター主催の地域ケア会議については、取り組み方法（事例抽出方法、会議の運営方法等）について検討し、提示していく予定。	高齢者支援課
認知症施策の推進及び充実	認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置に取り組みます。	B	い	地域包括支援センターから認知症初期集中支援チームへ依頼が入るが、包括支援センター職員がチームへ相談しなくても解決できるようになってきている。また、推進者の業務が年々増加しているが、連絡会にて情報共有しながら活動してもらっている。	イ	当市でも高齢化率が30%を超え、今後も増加していくことから、チームや推進員と連携して認知症施策に取り組んでいく。	高齢者支援課
市民後見人の養成	市民後見人の養成のための研修を実施し、活躍の場となる法人後見実施機関の創設を目指す。	C	い	社会福祉協議会により、市民後見人養成講座（基礎編・実践編）への参加者を募集し実施した。受講終了者には、社会福祉協議会の法人後見事業の中で、後見支援員として活動しています。	イ	市民後見人養成講座を引き続き実施し、成年後見の担い手として市民後見人を養成していきます。また、社会福祉協議会の法人後見事業の中で活動していただき、経験を積んでいきます。	福祉総務課
第3項 介護保険サービスの充実							
介護保険サービスの基盤整備	在宅サービスや地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備に取り組みます。	B	い	介護保険事業計画に特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスの施設整備量を定め、公募の説明会を実施しています。	イ	引き続き、計画的に整備ができるよう取り組んでいきます。	介護保険課
介護保険サービスの質の向上	介護保険サービス事業者に対する指導、情報提供に取り組みます。	B	い	市指定の介護事業所に対して、集団指導と実施指導を行っています。また、メールにより、介護保険最新情報などの情報提供をしています。	イ	介護事業所に対しての実地指導に関しては、更新期間中（6年間）に1回実施出来るよう計画的に実施していきます。また日頃より情報共有に努め必要な支援が行えるようにしていきます。	介護保険課

	介護給付の適正化	介護保険給付適正化事業を実施します。	B	い	介護給付適正化として、給付費通知の発送や、住宅改修費の点検、国保連合会に委託しての介護給付費の点検等を行っています。	イ	引き続き、継続して適正化事業を実施し、介護給付費の点検等、より多角的また、効率的な点検方法等も検討していきます。	介護保険課
第5節 障害者支援の推進								
第1項 自立支援の推進								
	相談支援事業の充実	障害者基幹相談支援センターの設置により相談支援体制の強化を図ります。	C	い	相談支援事業所連絡会にて困難ケースの検討会を定期的に開催し、また、教育と福祉の連携会議や医療的ケア児従事者会議など、福祉以外の分野と連携を進めることができ、相談支援体制の強化を図ることができた。	イ	多分野との会議を継続的に、広い視野を持った相談支援体制の強化をすすめていく。	障害者支援課
	地域移行、地域定着支援の充実	病院、施設から地域への移行を支援し、地域への定着を図るため、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。グループホームにおいては、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	C	い	地域移行支援において、基幹相談支援センターが相談の窓口となり相談支援員へつなぐという相談の流れを整備し、相談支援員へ周知、共有した。	イ	単身で生活している障害者等に対し、日中活動の場につながることで安心して地域生活を送ることができるよう、日中活動系サービスの体験利用の簡便化を検討する。	障害者支援課
	就労支援の充実	障害者就労支援センターの充実、企業への啓発活動の実施、就労継続支援事業所・地域活動支援センター等生産活動を提供できる施設の充実などに取り組みます。	C	い	障害者就労支援センターりぼんでは、令和3年度5,656件の相談を受け25人の就労を支援しました。企業への啓発活動の一環でもある「障がいのある人の働くを考えるつどい」は、対面ではなくオンラインで開催しました。就労支援事業所に関してはりぼんが、地域活動支援センターに関しては障害者支援課が連携を取り、施設の充実に取り組みました。	イ	障害者就労支援センターりぼんでは圏域の就労支援センターと定期的に情報交換を行い、他市の成功例も参考に更に質の良い支援を目指します。りぼんと障害者支援課が連携して、就労継続支援事業所・地域活動支援センター等生産活動を提供できる施設の充実にも引き続き取り組んでまいります。	障害者支援課
	地域における包括的な支援拠点の設置	地域包括支援拠点として設置を進める福祉総合相談支援窓口において、障害者の相談についても対応していきます。	D	お	関係3部による窓口の機能、体制、設置場所等について検討しました。計画期間3年目より、地区センター関係課長によるプロジェクトチームにおいて、窓口における、ソフト面での調整を行いました。	ア	令和5年4月1日、市内9地区センターにおいて「福祉総合相談窓口」を開設することとしており、当該窓口機能の充実・発展のため、運用等に係る検討を継続していきます。	福祉総務課
	権利擁護の推進	障害者差別解消法の合理的配慮や成年後見制度の周知と利用支援などを通じて、権利擁護を推進します。	D	う	障害者差別解消法や成年後見制度に関して、自立支援協議会や生涯フェスティバル等内で周知を図り理解促進に取り組みました。	イ	今後も様々な機会の中で周知を図り、また、D E T研修等を行う等、障害者の権利擁護を推進していきます。	障害者支援課
	障害への理解促進	障害者が地域で自立した生活を営むことができる基盤として、市民が障害に対する理解を深める機会を提供します。	C	う	生涯フェスティバル等ヘルプマークの周知等、あらゆる機会を捉えて理解が深まるような取組を行いました。	イ	障害者週間をはじめ、様々な機会を捉え、障害に対する理解を深める周知啓発を図り、ノーマライゼーションを推進していきます。	障害者支援課
第2項 生活支援の推進								
	助成事業の整備	重度心身障害者医療費、重度心身障害者福祉手当等各種手当の適切な助成に取り組みます。	C	う	重度心身障害者医療費、重度心身障害者福祉手当等各種手当の適切な助成を行いました。	イ	重度心身障害者医療費、重度心身障害者福祉手当等各種手当の適切な助成に取り組みます。	障害者支援課
	災害等緊急時の支援体制の整備	避難行動要支援者の支援体制整備、福祉避難所の設置拡大などに取り組みます。	A	あ	福祉避難所の設置が、目標値を超えて福祉施設等と協定を結ぶことができました。	ア	今後も福祉施設等と調整し福祉避難所の拡大に取り組みます。	障害者支援課
第3項 活動支援の推進								
	社会参加の促進	スポーツ、文化、余暇活動の支援や参加促進、意思疎通支援者派遣事業の充実、施設等のバリアフリー化の推進などに取り組みます。	D	う	意思疎通支援者に意思疎通登録者を5,688件派遣し、社会参加の促進を図りました。体育館改修と新型コロナウイルス感染症の影響により障害者スポーツ大会は平成30年度と平成31年度のみ開催となり、延べ71人の参加がありました。また、市内各鉄道駅ホームへの内方線付き点状ブロックの設置を支援しました。	イ	障害者の社会参加促進のため、意思疎通支援者派遣事業の充実に取り組みます。障害者の社会参加と健康増進のために、引き続き障害者スポーツに関する教室や大会の開催、参加の支援に取り組みます。また、市民の参加・協力を得ることで障害者支援への意識の向上に取り組みます。	障害者支援 地域保健課
	ボランティア活動の支援	ボランティアの意識啓発、ボランティア情報の提供、交流の場の提供などボランティア活動の支援に取り組みます。	C	う	健康福祉センターの福祉部門登録団体に対して、ボランティア活動室・聴覚障害者通信室・録音室・点訳室を貸出し、活動の場を提供しました。例年、登録団体の会合を行い、5年間で延べ176団体の参加がありました。	イ	引き続き、ボランティア団体へ活動の場や情報、資源を提供し、活動の支援に取り組みます。	地域保健課
第6節 健康づくりの推進								
第1項 健康づくりの推進								
	主体的な健康づくりの支援	身体や心の健康に関する正しい知識の普及、市民自らの健康づくり、健康づくりのためのスポーツ活動の推進、食育の推進、病気の予防や病状の悪化の防止に対する支援などに積極的に取り組みます。	B	い	健康づくりや健康づくりのためのスポーツ活動、食育、病気の予防等の知識の普及に取り組みました。 【5年間の実績】 生活習慣改善セミナー参加者延274人 地域ウォーキング活動立ち上げ、支援等参加者延704人 食育の推進（食生活改善推進員リーダー研修会、食生活改善推進員養成講座、食育講演会）参加者延1,079人	イ	市民の主体的な健康づくりのために、引き続き身体や心の健康に関する正しい知識の普及、また、健康づくりのためのスポーツ活動や食育の推進、病気の予防や病状の悪化の防止に対する支援などに取り組みます。	地域保健課
	地域での健康づくり活動の支援	個人の健康づくりを支えるための地域における健康づくり活動の推進、健康づくり活動を支援するボランティアの育成などに取り組みます。	D	え	地域における健康づくり活動を推進するために地域の各団体やグループに対して5年間で延6,270人に講座を実施しました。また、健康ボランティアが地域での活動を実施し、5年間で延11,647人の地域住民の参加がありました。	イ	ボランティアの高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を休止している団体が多く、団体のあり方等について検討の必要があります。地域の実情に合わせ、活動の推進や健康づくり活動を支援するボランティアの育成などに取り組みます。	地域保健課
	身体とこころの健康相談の充実	身体やこころの健康に関する相談対応（電話・来所・訪問等）、保健師、精神保健福祉士等の専門スタッフによる継続的支援などの充実を図ります。	B	う	身体やこころの相談について、保健師、精神福祉士等の専門スタッフが5年間で延8,896人の相談に対応し、継続的な支援に取り組みました。	イ	引き続き、保健師、精神保健福祉士等の専門スタッフが、市民の身体とこころの健康相談に対応します。	地域保健課
第2項 保健事業の推進								
	保健活動の推進	保健師の地区担当制を通じて、地域での健康課題抽出と解決のための保健サービスの構築に取り組みます。また、若年層の健康意識の向上にも取り組みます。	B	い	保健師等の専門職が地区担当制を通じて、地域診断に取り組み、地域の健康課題を抽出し課題解決のために健康教育等を実施しました。また、市内中学校と協同し、若年層の健康意識の向上に取り組みました。	イ	保健師の地区担当制を通じて、地域での健康課題抽出と解決のための保健サービスの構築に取り組みます。また、若年層の健康意識の向上にも取り組みます。	地域保健課
	各種健（検）診の実施	疾病の早期発見・早期治療や重症化を予防するための各種健（検）診の実施、保健指導の充実などに取り組みます。	B	い	疾病の早期発見・早期治療や重症化を予防するために各種健（検）診を実施しました。令和3年度から医療機関での胃内視鏡検査を開始し、600名が受診しました。	イ	引き続き健（検）診事業を実施し受診率の向上に努め、疾病の早期発見・早期治療や重症化の予防に取り組みます。	健康管理課
	高齢者の予防接種	高齢者の感染症防止のための予防接種法に基づく予防接種を実施します。	B	う	65歳以上の方へのインフルエンザ予防接種事業と、65、70、75、80、85、90、95、100歳の方への肺炎球菌の予防接種事業を実施しました。【5年実績】インフルエンザ：延べ97,722人 肺炎球菌：11,958人	イ	高齢者の健康増進のため、今後も制度の周知に努め、引き続き接種率の向上に取り組みます。	地域保健課
第3項 医療受診体制の充実								
	救急医療体制の充実	夜間診療所、休日当番医事業の運営、所沢地区病院群輪番制病院運営事業、小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業の運営などに取り組みます。	B	い	平成29年度当初の小児二次救急当番病院の空白は月曜夜間、第2、5日曜の昼間、全日曜の夜間でありましたが、令和3年度末には第1、3の日曜夜間のみとなりました。	ア	小児二次救急の空白日が解消するよう、埼玉県、所沢市及び狭山市と連携して取り組みます。	健康管理課
	医療に関する情報提供体制の充実	医療関連情報提供用媒体の作成や医療に関する相談機能の充実、適正な医療受診促進の啓発・普及などに取り組み、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、在宅医の普及を図ります。	C	い	医療関連情報提供用媒体として、令和3年度に従来の医科、歯科に薬局及び接骨院等を加え医療機関マップ令和3年度に更新しました。	ア	医療機関マップを定期的に更新します。また、休日・夜間における当番病院や相談窓口の周知を市公式ホームページで継続します。	健康管理課
	周産期・小児医療の充実	小児科専門医の誘致や小児科入院施設・周産期医療の拡充を図ります。	C	い	周産期医療にとって重要なNICU（新生児集中治療室）が平成30年度に再開しました。	ア	安心して受診できる小児科医療体制が確保できるよう、埼玉県、所沢市及び狭山市と連携して取り組みます。	健康管理課

第6次入間市総合計画・前期基本計画の取組評価

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり（都市環境、生活環境、自然環境）

節 項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
				選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 計画的な土地利用の推進								
第1項 土地利用計画の策定と推進								
	計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランの見直しを図るとともに、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域の見直し、集約型都市構造の構築などについて検討します。	D	い	工業系の土地利用を推進するため、都市計画マスタープランの改定を行いました。また、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域の見直し、集約型都市構造の構築等については、引き続き検討課題であり進展は見られませんでした。	イ	工業系の土地利用を推進するため、都市計画マスタープランの一部改訂を行います。また、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域の見直し、集約型都市構造の構築等については、引き続き検討を進めていきます。	都市計画課
	企業誘致のための土地利用施策の推進	工業系の土地利用に適した候補地の選定および基盤整備策を検討します。	A	あ	企業誘致のため、工業系の土地利用に適した候補地を選定し、基盤整備策等の検討を進めました。	イ	企業の立地を誘導するための施策を引き続き検討し、基盤整備について取り組んでいきます。	都市計画課
第2項 まちの拠点の形成と連携強化の推進								
	中心拠点の形成	入間市駅北口の基盤整備の促進、武蔵工業団地・狭山台工業団地の適正な土地利用の推進などに取り組みます。	D	い	入間市駅北口土地区画整理事業地における用途地域等の変更について、検討を行いました。また、武蔵工業団地・狭山台工業団地の適正な土地利用の推進については、工業の拠点として企業の継続的立地と集積を図りました。	イ	入間市駅北口土地区画整理事業地における基盤整備を促進するために、用途地域等の変更、防火・準防火地域及び地区計画の決定について取り組んでいきます。また、武蔵工業団地・狭山台工業団地においては、引き続き工業の拠点として適正な土地利用の推進を進めていきます。	都市計画課
	地区ごとの生活拠点の整備	地区の特性を踏まえた土地利用の誘導、利便性を高める公共施設等の機能の集積化などに取り組みます。	D	い	地区の特性に合わせた土地利用を検討するために、都市計画マスタープランの改定に際し、住民の拠点整備に関するアンケートを実施しました。各地区の住民ニーズを拠点整備に反映させていくことが、今後の課題となっています。	イ	市街化調整区域内の生活拠点の整備について、地区の特性を踏まえた土地利用の検討を引き続き進めていきます。	都市計画課
	特定産業系拠点の形成	インターチェンジ周辺の特定産業系地域の土地利用を促進します。	D	い	圏央道入間インターチェンジ周辺地域の土地利用について、企業からの要望も多く、流通系・商業系・工業系の産業について、企業誘致の検討を進めました。	イ	引き続き、特定産業系地域の土地利用の促進を進めていきます。	都市計画課
第3項 基地跡地留保地利用の検討								
	入間市駅前側留保地利用計画の基本方針策定	利用計画策定に向け、検討の前提となる基本方針の策定に取り組めます。	A	あ	令和2年7月に庁内検討組織を立ち上げ、新たな利用計画の策定に向けて現利用計画を検証し、現状整理や課題抽出、将来像の検討を行うことができた。その結果、令和3年11月に「ジョンソン基地跡地留保地利用計画見直し基本方針」を策定し、公表することができました。	ア	「ジョンソン基地跡地留保地利用計画見直し基本方針」を踏まえ、新たな利用計画の策定に取り組んでいきます。	企画課
	利用計画の策定に向けた調査・研究	計画策定に向けた調査・研究、市民および関係機関等との意見交換・調整に取り組めます。	B	い	令和3年11月に独立行政法人都市再生機構と「入間市周辺地区におけるまちづくりの推進に関する基本協定」を締結し、利用計画の策定に向けた調査・研究等に当たって、技術的助言等の支援をいただく体制を整えることができた。また、ジョンソン基地跡地利用計画審議会においては、道路先行整備について令和元年に諮問し、令和2年に「原則可」とする諮問を受けるなど、必要に応じて意見を諮りながら事務を進めることができた。さらには、関東財務局等の関係機関とも適宜調整をしながら取り組むことができました。	ア	新たな利用計画の策定に向けて、事業者へのサウンディング等により、開発事業における市場ニーズや実現性を調査・研究していく。また、市民参加型ワークショップを開催して、市民ニーズの把握に努めるとともに、新たな利用計画の検討と同時進行で、適宜関係機関等との意見交換・調整に取り組んでいきます。	企画課
第2節 都市基盤の整備								
第1項 市街地の整備								
	入間市駅北口土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業を推進するとともに、黒須中央通り線の整備、霞橋の架け替え、北口中央通り線や駅前周辺整備に着手します。	B	い	地権者との交渉を進め、予定どおり黒須中央通り線の整備、霞橋の架け替え、北口中央通り線や駅前周辺整備に着手しました。	イ	引き続き地権者交渉を進め、入間市駅北口駅前広場の早期完成を目指します。	区画整理課
	扇台土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業を推進するとともに、扇台愛宕公園線や扇台3号線の整備などに取り組めます。	B	い	地権者との交渉を進め、扇台愛宕公園線の整備を進めました。当初の予定とは異なりますが、事業の進め方を再考し、扇台4号線の整備を進めました。	イ	令和7年の事業計画変更に伴い事業の早期完了を検討していきます。	区画整理課
	整備計画の検討	長期未着手地区の整備手法や都市計画決定の見直しを検討します。	D	え	長期未着手地区の解消に向けて、県との調整や地区の現状確認を実施しました。	イ	住民及び地権者にアンケートを実施し、区画整理事業によらない整備手法も検討しながら、見直しを実施していきます。	区画整理課
第2項 良質な民間開発の推進								
	現地に適合した整備指導	県や国等の技術基準に基づく、開発場所に応じた指導を実施します。	A	あ	「都市計画法」、「入間市給水装置工事施工基準」、「入間市排水施設基準」等に基づいた指導により適正な街づくりを実施しました。	イ	引き続き開発場所に応じた指導を実施します。	開発建築課 水道施設課 下水道施設課
	開発区域内の公共施設整備	開発事業による開発区域内の公共施設の適切な整備を進めます。	A	い	既存道路をつなぐ通り抜け道路を395m整備し、「入間市給水装置工事施工基準」、「入間市排水施設基準」等に基づき、市に帰属される案件について適切な指導ができました。	イ	引き続き公共施設の適切な整備を進めます。	開発建築課 水道施設課 下水道施設課
	開発区域周辺の道路・排水等の整備	開発区域周辺の既存道路・排水等を市と事業主が協力して整備します。	D	う	「入間市給水装置工事施工基準」、「入間市排水施設基準」等に基づき、開発申請者と協議を行い、既設配水管、既設汚水管との接続による整備について適切な指導ができました。	イ	引き続き、各基準等に基づき、既設配水管、既設汚水管との接続による整備について協力を求め整備していきます。	開発建築課 水道施設課 下水道施設課
第3項 災害への対応								
	河川等の整備促進	入間川、霞川の護岸整備、不老川の河道改修、自然環境との調和に配慮した施工、林川上流市への雨水流出抑制対策などを要望していきます。	D	う	自然との調和ができ、河川の溢水が生じないような整備について、河川管理者へ要望していきます。	イ	一級河川については、河川管理者に要望するとともに、将来的には支流の普通河川についても改修の検討が必要と思われる。	道路管理課
	調節池等の整備・改修	大森調節地の用地取得、不老川流域の既存調節池の貯留機能改善、新河岸川流域総合治水対策の推進などに取り組めます。	B	あ	入間市が実施した大森調節地の用地買収については終了しており、調節池整備工事については、埼玉県が令和4年度末には完了する見込みです。	ウ	不老川の護岸整備については、下流側から埼玉県が施工しており、入間市内の護岸整備についても要望していきます。	道路管理課
	浸透施設の設置促進	雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置推進、不老川流域への雨水浸透柵の設置費用の一部補助などに取り組めます。	D	う	不老川流域の雨水浸透柵の補助制度の利用率を向上させるため、さらに支所等にパンフレット等を用意致しました。	ア	公共工事による雨水流出抑制に関する対策事業については工事費が莫大となり、事実上施工は難しいため、代替策として浸透柵の設置補助事業を進めていきます。	道路管理課
	都市防災の推進	不燃化・耐震化の促進、計画的な市街地整備などを通して、災害被害を最小限にとどめるといった観点から、安全なまちづくりを推進していきます。	D	う	住宅密集地（東藤沢地区）改善に向けて、改善目標を定めるため、県の支援事業に参加し、改善箇所を確認しました。	イ	住宅密集地の改善につながる、計画的な市街地整備を行う手法等について、引き続き検討を進めていきます。	都市計画課 危機管理課

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり（都市環境、生活環境、自然環境）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第3節 都市施設の整備と維持管理									
第1項 道路・橋梁の整備と維持管理									
		道路ネットワークの整備	都市計画道路や幹線道路の整備に取り組みます。	A	あ	都市計画道路や幹線道路の整備目標値71.4%（延長41.63km）に対して75.8%（44.20km）の整備ができました。	イ	今後も継続して実施していく。	道路整備課
		道路などの点検・修繕・補修	定期的な街路樹の剪定、彩の国ロードサポート制度への協力、定期的な道路パトロールの実施、道路の危険箇所の早期発見による安全な道路環境維持、幹線道路や劣化の著しい道路等の優先的な舗装補修計画および補修工事の実施、道路パトロールや住民からの通報等による道路・水路等の危険箇所の緊急工事などに取り組みます。また、舗装補修計画に基づく道路の修繕・補修の進捗状況を定期的に公開します。	B	い	舗装補修計画を見直し、計画路線の一部を変更したため補修実施目標値52.9%に対して実施率41.20%となりました。道路パトロールや住民からの通報等による道路・水路等の危険箇所の緊急工事は概ね対応できました。	イ	今後も継続して実施していく。	道路整備課
		橋梁の点検・修繕・補修	計画的な点検および修繕、損傷程度および概況の調査・把握、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕および補強工事などに取り組みます。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づく、橋梁の修繕・補修の進捗状況を定期的に公開します。	A	あ	5年毎に定期点検を行い、橋梁の損傷状況を把握し、橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修及び補強工事を行いました。また、令和元年度に橋梁長寿命化修繕計画を更新し、市ホームページで公開しました。	イ	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検、補修・補強を実施し、橋梁の長寿命化を進めていく。	道路整備課
第2項 上水道の整備と維持管理									
		耐震化計画（老朽管布設替計画）の推進	「新水道ビジョン」に基づいて耐震管整備事業（老朽管布設替計画）を推進します。	A	あ	耐震管整備事業をすすめ、「入間市新水道ビジョン」の計画に沿って行うことができました。	イ	引き続き、「入間市新水道ビジョン」に基づいて耐震管整備（老朽管布設替）事業を推進します。	水道施設課
		漏水調査の実施	計画的な漏水調査を実施します。	C	う	漏水調査を実施し、早期発見、早期修理に努めたことで、有収率の向上につなげることができました。	イ	今後も、効果的に効果的な漏水調査を実施することで地下漏水の早期発見に努め、有収率の向上及び道路陥没等の二次被害の防止に努めます。	水道施設課
		相互応援協定の締結	近隣自治体との緊急連絡網の接続、および応急給水・応急修理用資機材等の相互提供に取り組みます。	E	う	他市の予算状況から緊急連絡網の接続については、協議が凍結となっています。	イ	今後、改めて近隣自治体と協議を再開し、相互提供に取り組みます。	水道施設課
第3項 下水道の整備と維持管理									
		維持管理計画の推進	計画的な修繕の実施、下水道施設の長寿命化計画の作成および計画に基づく修繕の実施などに取り組みます。	B	い	平成30年度に策定した「入間市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管路施設の調査及び修繕を実施しました。また、老朽化した管渠を一部布設替えするなどの機能維持の確保にも努めました。結果として、目標値の修繕（長寿命化）延長を下回りましたが、管渠の布設替え工事分を含むと延長は18.4kmとなり、目標は概ね達成できました。	イ	「入間市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的・効果的な管路施設の調査等を実施するとともに、老朽化した管路施設の修繕や改築工事を計画的に実施し、既存管路施設の維持管理の推進に努めていきます。	下水道施設課
		不明水対策の推進	汚水管に浸入する地下水の早期発見、修繕に取り組みます。	B	い	不明水（浸入水）の原因の多くは、施設の老朽化によるもので、修繕・改築工事が急務であります。しかし、現状、整備年度に合わせ修繕・改築工事を同時に進めることは、作業量・費用ともに膨大となることから、「入間市下水道ストックマネジメント計画」により、長期予測を踏まえた改築費用の平準化がなされています。そのため、不明水対策の指標となる有収率を向上させるまでの浸入水量の削減には時間を要するものと考えますが、計画に沿って、管路施設の調査を行い、修繕や改築工事を実施しました。また、令和3年度に「入間市雨天時浸入水対策計画」を策定し、雨天時における浸入水の削減・解消に向けた対策の計画を定めることができました。	イ	下水道施設の老朽化による管渠の改築工事を推進させるなど、老朽化に伴う地下水の浸入を抑えていくよう、取り組んでいきます。また、「入間市雨天時浸入水対策計画」に基づき、管路施設の調査を計画的に実施し、管路施設内への地下水（浸入水）の削減・解消に向け、不明水対策を推進していきます。	下水道施設課
		整備計画の検討	事業財源、投資効果を考慮した整備計画や中長期経営計画を踏まえた整備計画を継続して検討します。	E	お	既存管路施設の老朽化対策や耐震化事業を推進している状況であるため、整備計画の検討には至っておりません。	エ	今後は、既存管路施設の老朽化対策や不明水対策など施設の維持管理を中心とした計画での事業展開をしていきます。	下水道施設課
第4項 公園の整備と維持管理									
		公園の整備と活用	（仮称）加治丘陵さとうやま自然公園の整備、地域特性やニーズを踏まえた都市公園等の整備とリニューアルなどに取り組むとともに、活用策についても検討します。	B	い	厳しい財政状況の中にあっても、国庫補助の獲得努力と予算確保に努め、僅かずつですが着実に用地取得を進め、施設整備（自然探勝路・花見の丘）を行い、自然公園の整備を前進させました。また、都市公園リニューアルや活用策の検討に着手し、令和4年度の具体的な準備へつなげることができました。	ア	令和4年度以降は、入間ドックの検討結果を踏まえた見直しを行いつつ、自然公園の用地取得については加速化策を検討するなど整備ベースを見直します。また、公園長寿命化計画の策定やパークPF1の導入可能性調査、狭山台近隣公園の整備等に取り組むなど、整備・活用を充実していきます。	都市計画課
		公園の維持管理・運営の充実	施設や樹木などの適切な維持管理の実施、地域住民との協働による公園の管理運営の検討などに取り組みます。	B	い	増加する近隣自治体や住民からの苦情・要望、遊具・施設等点検結果を踏まえて、優先順位を付けて必要な撤去・改修・更新等に努め、財政当局等の理解を得て予算を確保し、適切な維持管理となるよう対応の改善を図っています。支障木や危険木、危険遊具の発生の予防には至っておらず、要望への対応も時間を要することが多く課題となっています。	ア	公園長寿命化計画の策定、樹木管理についての現況把握や方向性の整理を行うなどして、最優先課題である安全・安心の確保や快適な利用環境の提供などを進めていきます。なお、実施に当たっては、メリハリをつけること、計画性を持つこと等工夫することにより、効果的に効果的な対応が図られるよう努めていきます。	都市計画課
		親水空間の整備と活用	河川敷を利用した親水空間の整備計画とともに、活用策について検討します。	C	え	厳しい財政状況の中、予算確保が困難であり、新たな整備は難しい状況です。既存施設である入間川遊歩道については維持に努めましたが、水害により通行止め状態となったため、安全確保と親水空間の維持の観点から、入間川遊歩道の復旧のあり方を検討しました。あり方の決定と実行が当面の大きな課題となっています。	イ	地球温暖化などを踏まえると、身近に涼を得、生態系に触れ合える親水空間の価値はますます高まっています。その一方で、水害等の被害を受けやすく、整備のあり方を慎重に決定することが求められています。担当としては入間川遊歩道について、安全な利用を最優先としつつ、必要最低限の整備を意識して、適正な復旧策について関係当局と調整して対応していきます。	都市計画課
第4節 生活環境の整備・保全									
第1項 公共交通網の整備									
		市民ニーズに合った公共交通網の見直し	定期的な検証やニーズ調査の実施、利用動向の把握、利用者ニーズに合った運行など、公共交通網の見直しに取り組みます。	B	い	「入間市地域公共交通計画」に基づき、平成30年1月、市内循環バスの再編を行い、また、輸送人員の少ない地域に対して、ワゴンタイプの「ていーワゴン」を導入しました。	ア	引き続き、定期的な検証やニーズ調査のデータに基づき、公共交通網の見直しに取り組みます。	都市計画課
		バス関連施設の利用促進に繋がる整備	バス利用促進につながる施策の実施、利用者の確保などに取り組みます。	B	い	路線バスやコミュニティバスの利便性向上に向けて、県の「バスまちスポット」制度を活用するため、バス停付近の店舗等へ協力依頼したところ、15件の協力を得ることができました。	ア	引き続き、バスの利用促進につながる施策を検討し、利用者の確保に向けて、取り組みます。	都市計画課
		交通アクセスの利便性向上	既存の鉄道やバスなどの交通アクセスの利便性向上に向けた検討を図ります。	B	い	利用が低迷していた、ていーワゴン「金子コース」は、アンケートの結果に基づき、仏子駅方面ヘルートを延伸した結果、利用者は約10倍増となりました。駅へのアクセスにもつながり、利便性が向上しました。	ア	ルート再編時は、鉄道やバスなどの交通機関とのアクセスを視野に入れ、検討していきます。	都市計画課

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり（都市環境、生活環境、自然環境）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第2項 生活環境の維持と保全									
		公害の防止	定期立入調査や指導等の実施、情報収集や調査研究に取り組みます。	B	あ	公害苦情の解決率は98%であり、立入調査や指導等の実施により、当該年度に受け付けた相談はほぼ年度内に解決することができました。	イ	公害苦情の解決率がさらに向上するように、立入調査や指導等を継続して取り組みます。	生活環境課
		生活排水による河川等の水質汚濁防止	合併処理浄化槽の普及啓発および補助制度のPRに取り組みます。	A	あ	広報誌やホームページ、浄化槽清掃業者による補助金チラシ配布などのPR及び補助金額の増額等により、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の目標数値を達成することができ、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に寄与することができました。	イ	浄化槽設置整備事業補助金制度のPRを行い、合併処理浄化槽への転換を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図る。	生活環境課
		地球温暖化対策の推進	地球温暖化防止対策として、省エネルギーを推進します。	D	い	太陽光発電システム等省エネルギー設備設置に対する補助金交付を5年間で492件交付し、省エネルギーを推進しました。	ア	ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギーの推進のほかに、再生可能エネルギーの導入・活用など、温室効果ガス排出削減のための取り組みを実施します。	エコ・クリーン政策課
		環境情報の提供	環境保全や近隣トラブルの解消に向けた対策について、広く市民へ呼びかけるイベントや講演会を実施します。	C	い	環境フェアを実施し、令和元年度には41団体（R2、R3年度はイベント中止）が参加し、環境保全等について市民に呼びかけました。	イ	市民により広く、効果的に環境情報の提供ができるよう、環境フェアの開催場所や方法等について検討するとともに、広報しているホームページ等を利用して環境情報の提供に努めます。	エコ・クリーン政策課
第3項 廃棄物対策、循環型社会の推進									
		環境意識の啓発	ごみに関する問題意識の保持、市民・事業者等への意識啓発、循環型社会を目指す意識を育む環境教育の実施などに取り組みます。	D	い	公式HPやごみアプリ等でごみの減量化・資源化のPR、各種キャンペーン実施により意識啓発に取り組みました。また中学生の社会体験チャレンジ事業や小学生対象の施設見学を実施し、循環型社会の重要性を理解してもらうことができました。	イ	今後もごみの減量化・資源化のPRや各種キャンペーン実施により意識啓発に取り組み、ごみに関する意識啓発に努めます。また中学生の社会体験チャレンジ事業や小学生対象の施設見学を実施し、循環型社会の重要性を理解してもらえよう事業に取り組みます。	総合クリーンセンター
		ごみ減量化・資源化の推進	体験学習や研修会の随時見直し、現状に見合った事業の実施、各種リサイクル法に基づくごみ資源化の推進、資源再利用奨励補助制度の推進などに取り組みます。	C	い	リサイクルプラザやリサイクル移動教室等の体験学習を実施しました。また市内大型百貨店での再生品販売を実施しました。小型家電の拠点回収について、継続して実施しています。資源再利用奨励補助制度の活動については減少傾向にありますが、PR等に取り組んでいます。	イ	今後も状況に見合った事業の実施、各種リサイクル法に基づくごみ資源化の推進の継続に努めます。資源再利用奨励補助制度の利用数が増加するよう継続した取り組みを進めていきます。	総合クリーンセンター
		ごみ処理施設の適正な管理と整備	ごみ処理施設の適正な運転管理、定期点検整備や基幹的設備の更新等の計画的な実施、最終処分場の延命化と次期最終処分場の計画推進などに取り組みます。	C	え	ごみの安定処理の継続と計画的な施設修繕を行うと共に基幹的設備の更新を完了することができました。また、最終処分場の延命化を図り、新最終処分場整備に関しては地元との協議を進めることができました。	イ	今後もごみ処理施設の適正な運転管理と計画的な修繕を行うことで安定したごみ処理の継続に努めます。また、新最終処分場整備について、用地取得、各種設計、調査等の具体的な取り組みを進めていきます。	総合クリーンセンター
第4項 住宅対策の推進									
		空き家の利活用促進	空き家の利活用促進、空き家バンクの開設などに取り組みます。	A	あ	平成29年12月1日に、入間市空き家バンクを開設し、空き家の利活用について取り組みました。宅地建物取引業者と協定を締結し、連携して物件調査等を行いました。登録件数は、通算3件であり、1件の成約がありました。	イ	空き家の利活用促進について、空き家対策と連携した取り組みを検討していきます。	都市計画課
		子育て世帯に配慮した住宅建設の促進検討	子育て住宅の供給増の促進策の検討、民間企業の子育て支援住宅等の建設促進、親子の同居・近居の支援などに取り組みます。	A	あ	R1～R3年度、サンセット方式で三世帯同居・近居支援補助金事業を行い、若年世代の転入及び定住の促進に取り組みました。住宅等の取得や世帯員の増加に伴う増改築工事に対し、補助金の交付を行いました。	イ	若年世代の移住・定住の促進に一定の効果があったものにとらえていますが、アンケート結果では、8割以上は制度がなくても転入してきたとの回答であったため、令和3年度末をもって本事業を終了しました。今後は、移住・定住・永住を見据えた、新たな制度等を近隣市・先進市の動向を注視しながら、検討していきます。	都市計画課
		移住情報の提供	若者や子育て世代の移住促進に向けた情報の提供を図ります。	A	あ	三世帯同居・近居支援補助金事業の認知度を高めるために、市公式ホームページ、広報のまににおいて情報提供を行いました。また、パンフレットを作成し、窓口で配布した他、庁内関係各課を通じて子育て世帯にPRを行いました。空き家バンク制度で協定を締結している宅地建物取引業者と連携し、パンフレットを配布してもらうことで、広く制度の周知を図りました。	イ	若年世代へ三世帯同居・近居支援補助金事業の情報の提供を広く行い、移住・定住の促進を図ることができました。引き続き、移住・定住・永住を見据えた、新たな制度等を近隣市・先進市の動向を注視しながら、検討を進めていきます。	都市計画課
		公営住宅の計画的な供給	市民ニーズを踏まえて、公営住宅の適正で計画的な供給を進めます。	D	い	「入間市市営住宅長寿命化計画」に基づき、維持管理対象団地について、計画的に整備と修繕を行いました。木造団地に変わる住宅の確保については、引き続き検討課題であり進展は見られませんでした。	イ	引き続き、「入間市市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と修繕を行っていきます。また、木造団地に替わる住宅の確保の必要性について検討を進めていきます。	都市計画課
第5節 自然環境の維持・保全									
第1項 自然環境の保全と活用									
		加治丘陵の保全と活用	公有地化による恒久的な保全、適切な山林管理の実施、適切な情報提供による有効活用の推進、資産としての山林活用策の検討、活用促進のための拠点整備などに取り組みます。	B	う	計画期間での取得目標は達成できたものの、今後の取得の在り方については、入間ドックにおいても課題とされ、さらなる工夫が求められています。山林管理や拠点整備については、NPOをはじめとするボランティア団体の協力を得て、適切に進めています。半面で、有効活用策や団体メンバーの高齢化対策については、引き続きの検討課題であり進展は見られませんでした。	イ	令和4年度に今後の取得の在り方についてロードマップを作成し、その後、これに沿って買い取りに頼らない手法による着実な取得を進めていきます。また、SDGsの取り組みにおいても重要である加治丘陵の活用を充実するために、団体と意見交換を行うなどしながら、早急に活用策の検討を進めていきます。	都市計画課
		狭山丘陵の保全と活用	埼玉県と連携して保全と活用を促進します。	A	あ	埼玉県と連携して緑地の保全を継続しました。また、緑の森の博物館と連携して自然観察会等の活用機会の提供に努めるとともに、ボランティア団体等との意見交換・交流による保全・活用に係る活動の充実を図りました。	イ	引き続き、埼玉県及び緑の森博物館と連携し、保全・活用の取り組みを進めていきます。	都市計画課
		野生動植物の生息・生育地の保全	優れた自然環境を持つ樹林地や水辺地の保全、市民との協働による保全管理の推進などに取り組みます。	B	い	谷田の泉周辺保全地、牛沢カタクリ自生地・隣接地、ホテルの里について、地元市民団体と協働で保全管理に取り組みました。	イ	谷田の泉周辺保全地、牛沢カタクリ自生地・隣接地、ホテルの里について、今後も引き続き、市民と協働による保全管理の推進に取り組んでいきます。そのほかの優れた自然環境を持つ樹林地や水辺地についても必要な保全に取り組んでいきます。	農業振興課 都市計画課
		河川の利活用	河川等の特徴を活かし、市民が水に親しむ環境を整えます。	B	え	河川に近接する公園を親水公園として維持管理し、湧水等を利用した池を有する公園を維持管理することで、水に親しむ環境の整備に努めました。既存施設である入間川遊歩道については維持に努めましたが、水害により通行止め状態となったため、安全確保と親水空間の維持の観点から、入間川遊歩道の復旧のあり方を検討しました。あり方の決定と実行が当面の大きな課題となっています。	イ	河川等の特徴を生かして、身近に涼を得、生態系に触れ合える親水空間を整備することは依然として必要な状況です。その半面で、水害等の被害を受けやすい親水空間については、整備のあり方を慎重に決定することも求められています。担当としては入間川遊歩道について、安全な利用を最優先としつつ、必要最低限の整備を意識して、適正な復旧策について関係当局と調整して対応していきます。	都市計画課

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり（都市環境、生活環境、自然環境）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課	
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄		
		外来生物対策の推進	生物多様性の保全に悪影響を及ぼしている特定外来生物などの駆除体制の充実を図ります。	B	い	特定外来生物アライクマの捕獲従事者証の発行や箱置の貸出、猟友会との協力など駆除体制の充実を図りました。オオキケンケイグクなど有害植物の駆除については市報やホームページ、自然展で周知を図りました。	イ	引き続き生物多様性の保全に悪影響を及ぼしている特定外来生物などの駆除体制の充実を図ります。	農業振興課 生活環境課	
第2項 緑を守り育む意識の醸成										
		緑に親しむ機会の充実	緑に関するイベントの開催、自然と触れあえる場づくりの推進などに取り組みます。	B	い	緑に関するイベントとして自然展、自然かんさつ会を開催し、自然と触れあえる場づくりを推進しました。	イ	引き続き、緑に関するイベントの開催、自然と触れあえる場づくりの推進などに取り組みます。	農業振興課 都市計画課	
		緑を守り育む活動への支援	緑に関するボランティアの育成と活動支援の充実を図ります。	C	う	NPOをはじめボランティア団体への燃料費助成、各種情報の提供などを行うとともに、団体からの活動報告の提供を受けたり、必要により意見交換を行うなど、活動に係る情報の共有を行いました。しかしながら、構成員の高齢化に対する課題解決策や活動活性化に資する具体的な支援を行うことができず、構成員が減少する結果となったため、有効な支援策を講じることが課題となっています。	ア	NPOをはじめボランティア団体との意見交換を強化し、必要な支援を把握するとともに、新たな参加者の誘因や育成につながる具体的な支援策を検討し、実行につなげるよう努めていきます。	都市計画課	
		緑や自然に関する情報の発信	緑や自然の情報、花の開花情報、散策ルート、イベント情報など情報発信の充実を図ります。	A	あ	市公式ホームページによる情報提供、加治丘陵マップの発行・配布、入間川遊歩道マップの配布等による情報発信を行いました。	イ	今後も引き続き、緑や自然の情報、散策ルート等の情報発信を行っていきます。	都市計画課	
第3項 緑の保全と創出										
		平地林の保全と活用	平地林の保全と活用に向けた制度の再構築に取り組みます。	B	い	多様化・高度化する行政需要と非常に厳しい財政状況へ対応するため、平地林の保全・活用については効率化が求められたため、制度の再構築を実施し効率化を実現することができました。また、活用の拡大に向けて市民の森の拡大を図る調整に着手しました。こうした半面で、制度の再構築が保護樹林解除の申し出の増加につながってしまい、指定面積の減少を招いた点が課題となっています。	イ	地球温暖化や虫害などを背景に、枯損木や危険木の発生が増加しており、樹林・樹木の近隣住民等への安全確保が重要となっています。こうした安全確保策を含め保護樹林及び樹木の適正管理が必要となっています。このような状況を受けて、引き続き優先順位付けを踏まえた効率的かつ希少性の高い樹林地の着実な保全を行いつつ、さらに活用を図るために市民の森の維持・拡大に取り組んでいきます。	都市計画課	
		家庭緑化の促進	緑豊かな街並の形成に向けた家庭緑化の促進に取り組みます。	B	い	花いっぱい運動、苗木配布、各種リーフレット・パンフレット等配布による啓発などを通じて家庭緑化を促進し、まちなかにおける緑の維持につなげることができました。生け垣奨励補助については一時休止し、より効率的かつ効果的な緑化推進策への転換の可能性等を検討することとしました。具体的な改善策の検討が課題となっています。	イ	花いっぱい運動など身近な緑化の取り組みの支援を継続していきます。さらに、生け垣奨励補助の要否及び有効な代替策の検討を行うこと、家庭緑化の推進につながる情報提供や啓発について検討を行うことなどを通じて、促進策の充実を図っていきます。	都市計画課	

第6次入間市総合計画・前期基本計画の取組評価

第5章 活気に満ちたまちづくり（産業、観光、市民文化）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 農業の振興									
第1項 農業基盤の強化推進									
		農業生産団体の育成・支援	農業生産団体の育成のための助成などに取り組みます。	C	う	入間市茶業協会等の農業生産団体へ助成することで、生産者の技術向上や農業振興を図っている。また、各農業生産団体の事務局を設置して事業や会議等の開催支援を行っている。	イ	農業生産団体への助成は必要部分は継続し、補助金等の見直しが必要な部分は見直しの検討を進めるものとする。事務局支援については、可能な限り団体の自立を促すよう推進する。	農業振興課
		多様な担い手の育成・確保	認定農業者、新規就農者、法人など多様な担い手の確保・育成、女性の農業経営への参画の推進に取り組む。	C	う	新規就農者について、川越農林振興センター等の関係機関と連携し、就農に向けた研修や研修農地等の就農に向けたサポートを実施している。合わせて、就農に向け農業次世代人材投資事業の助成等の検討を実施している。	イ	新規就農者の相談件数は増加傾向にあるため、希望者からの聴き取り等により、就農支援方法を指導し、農振振興センター等の関係機関と連携して新規就農者の支援を実施し、農業の担い手である新規就農者の確保に努める。	農業振興課
		遊休農地等を含めた農地の利用集積	農地の利用集積のための農地中間管理事業を実施します。	B	い	農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等の地域農業が抱える人と農地の問題を解決する手法として、中間管理事業を実施。農地借受面積は、約75haに達し担い手への集積が進んでいる。	イ	地域農業の抱える高齢化や遊休農地の増加等の農地問題を解決するため、中間管理事業を継続して実施する。規模拡大の意向のある経営体を中心に集積を行う。新規就農者についても同様に情報提供を行う。	農業振興課
		農業施設の充実	農業振興につながる農業施設の機能維持や改善を図ります。	B	い	農村環境改善センターと農業研修センターは施設の老朽化により不具合が生じているため修繕を実施している。特に農村環境改善センターは、老朽化による修繕箇所が多いため、指定管理者と相談し毎年修繕を行っている。令和4年度の改修工事に向けて、詳細設計業務を実施した。	イ	農村環境改善センターは施設機能が損なわれないように、公共施設マネジメント事業計画に基づいて、老朽化が進む施設の維持管理を推進するために改修工事を実施する。農業研修センターについて必要な箇所の修繕を実施して維持管理に努める。	農業振興課
第2項 農業生産の振興									
		生産の高効率化による品質向上、生産	農業の購入に対する補助などを通じて、生産の高効率化による品質向上などに取り組む。	C	う	農業者の生産性向上や省力化を図るため、機械購入にあたり補助し、経営負担を軽減し振興を図ることができた。また、家畜伝染病等の防疫を実施し、まん延防止や予防効果を高めて、安定した畜産経営を図った。	イ	生産性向上や省力化を図るため、機械購入の補助を継続して実施する。家畜伝染病等の助成を実施して、まん延防止や予防効果を高めて、安定した畜産経営を今後も図っていく。	農業振興課
		「入間ブランド」の生産振興	生産者の6次産業化の支援、加工機能の充実化、食品産業との連携による経営体質の強化などを通じて、「入間ブランド」の生産振興に取り組む。	B	い	6次産業化による商品開発や販路拡大については、フレーバーティー緑茶プロジェクトが進められ、4種類の狭山茶フレーバーティーが完成した。また、狭山茶活用促進事業では、6次産業化の推進等を行い狭山茶の魅力発信やブランド力の向上を図る事で消費の拡大に繋げるため団体へ補助を実施した。	イ	おいしい狭山茶大好き条例の制定を進めている。この条例に基づいて、消費者交流イベント等の販売促進につながる各種事業を実施する。また、大手企業の協力を得て商品開発をするほか、食品加工やアウトレットの飲食店等と連携して、狭山茶を使用した商品の開発に取り組み入間ブランドの生産振興に努める。	農業振興課
		安定した農業経営の確立	経営の法人化の支援、農業機械の導入に伴う借入に対する助成などを通じて、安定した農業経営確立の支援に取り組む。	D	う	農業者の生産施設等の整備拡充を図るため、農業経営基盤強化資金利子助成補助金や農業近代化資金利子助成補助金による利子補給をすることで、農業の近代化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、強い農業構造を確立を図った。	ウ	安定した農業経営の確立を図るため、農業機械の導入に伴う借入に対して利子補給を行い、借入に伴う負担を軽減し農業経営の確立の支援を図る。	農業振興課
		農産物のプロモーション強化	さまざまな機会を捉えての地場農産物のPR強化を推進します。	C	い	新茶まつりや農業まつり、ふれあい朝市等の開催により地場農産物のPRを促進した。また、ツアーの実施やティーバッグや一煎パックを各種イベントで配布してPRに努めた。	イ	各種イベント等の機会を捉えて、地場農産物のPRを継続して実施する。地元農産物を使用した商品開発等に取り組みPRの強化に努める。	農業振興課
第3項 地産地消の促進									
		地場農産物の販売促進活動の推進	地場農産物の販売促進のためのPR活動を推進します。	B	あ	農業まつり、ふれあい朝市を実施して地場農産物のPRを実施した。入間をいただきますプロジェクトとして、のぼり旗の設置や狭山茶ティーバッグを配布するなど地場農産物のPR機会を設けて努めた。市報に特集を組むなどして地元農産物の販売促進に努めた。	ア	農業まつり、ふれあい朝市等を継続して実施し、地場農産物のPRに努める。狭山茶のツアーや条例制定に基づいたイベントの実施等を行う他、各種イベントで一煎パックやティーバッグを配布しPRに努める。	農業振興課
		生産者と消費者の交流活動の推進	生産者と消費者の交流を通じて、地産地消を推進します。	B	あ	ふれあい朝市等を実施して、農業者と消費者の交流の場を継続して創設した。また、新たにふれあい朝市を初めて市役所で開催し生産者と消費者の交流活動の場を設けて、地産地消を推進した。	ア	農業まつりやふれあい朝市を継続して開催し、新規事業として、ふれあいマルシェという、出張！入間のうまい市を実施して、今後も生産者と消費者の交流の創出に努めている。	農業振興課
		学校での地場農産物の利用促進	学校関係者と生産者の意見交換の実施、地場農産物を提供できる枠組みづくりなどを通じて、学校における地産地消に取り組む。	C	う	学校給食では、野菜や豚肉、お茶等の地場農産物を利用している。また、地場農産物を活用した特色ある献立を作り地産地消に取り組んでいる。	イ	学校給食では、野菜や豚肉、お茶等の地場農産物を利用している。地場農産物を活用した特色ある献立を作り、地産地消を推進するため、使用量の拡大を進めることを検討している。	農業振興課 学校給食課
第2節 商工業の振興									
第1項 活動支援の推進									
		商工業団体・商工業振興事業の支援	商工業団体の運営費補助、商工業振興事業への事業費補助などに取り組む。	B	い	商業振興と商店街の活性化を図るため、商工会等商業振興団体の事務費及びイベント等の事業に対して補助金を交付しました。新型コロナウイルス感染症により、中止となるイベントが多かったが、団体等の工夫に対策を講じながら新しい取組も実施されました。	イ	商業振興と商店街活性化のため、商業振興団体の取組には支援をします。	商工観光課
		商店街の活性化支援	運営費・イベント事業への補助、情報提供や国・県への補助申請等の商店街の活動支援や、商店街や空き店舗の活用事業等に取り組む。	B	い	空き店舗活用のため、状況の調査や補助金を交付しました。	イ	商店街の夜間の賑わいと来街者の安全確保のため、商店街灯のLED化が必要で	商工観光課
		中心市街地の活性化	マネジメント組織の活動支援などに取り組む。	B	あ	中心市街地活性化のための補助金のほか、国が実施した支援策について研修を経て、アポボ商店街振興組合とワークショップを行いました。	ア	中心市街地で休憩できるベンチの設置するなど今後も支援が必要です。	商工観光課
第2項 基盤整備の推進									
		企業誘致の検討・推進	工業団地内等の事業用地情報の収集、事業用地確保の検討などを通じて企業誘致に取り組む。	D	う	令和3年度に市内における産業用地の抽出を目的とした「入間市産業用地基礎調査」を実施しました。	ア	企業立地ニーズ調査や企業誘致戦略及び企業支援パンフレットを作成し、企業誘致に取り組む。	商工観光課
		商業系・物流系・情報通信系企業の誘致検討	雇用の促進につながる企業誘致を検討します。	D	う	令和3年度に市内における産業用地の抽出を目的とした「入間市産業用地基礎調査」を実施しました。	ア	企業立地ニーズ調査や企業誘致戦略及び企業支援パンフレットを作成し、商業系・物流系・情報通信系企業の誘致検討を行います。	商工観光課
第3項 労働環境の整備									
		職場環境づくりの推進	企業人権問題講演会、労働関係法令等の講座の開催などを通じて、良好な職場環境づくりを推進します。	B	う	参加者数が減少していたが令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に撮影した映像を入間市公式YouTubeチャンネルへ掲載し、多くの方にご覧いただきました。	イ	更なる人権等の正しい理解と認識を深めて頂き、差別のない明るい職場づくりに資することを目的に、今後も継続して事業を実施します。	商工観光課
		労働相談の充実	労働相談を実施し、労働環境の改善につなげます。	A	あ	これまで毎月第3木曜日に労働相談を実施してきたが、令和4年度から毎月第1木曜日の夜間も労働相談を実施し、より相談しやすい体制を取ることとなりました。	イ	今後も継続して事業を実施します。	商工観光課
		勤労者福祉の増進	勤労者住宅資金貸付制度の運用、入間市勤労福祉センターの活用、労働相談の実施など、勤労者福祉の増進に取り組む。	D	い	勤労者住宅資金貸付制度や入間市勤労福祉センター、入間市勤労者福祉サービスセンターが廃止となりました。	イ	令和4年度から新しい福利厚生制度である福利厚生倶楽部を活用して、今後も勤労者福祉の増進に取り組む。	商工観光課
		勤労者の技能向上	技能功労表彰などを通じて、勤労者の技能向上を推進します。	A	あ	令和3年度技能功労賞は、7名が受賞しました。	イ	今後も継続して事業を実施していきます。	商工観光課
		従業員の仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを考慮した労働環境の整備を求めています。	B	う	ワークライフバランス等に関する国、県等からの情報周知及びチラシやポスターの掲出を行い、意識啓発を図ることができました。	イ	今後も継続して国や県等から得た情報の提供及び周知を行います。	商工観光課

第5章 活気に満ちたまちづくり（産業、観光、市民文化）

節 項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
				選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第4項 雇用の促進								
	企業の求人情報等の提供	ハローワークと連携して、地元企業の求人情報や研修機会の情報を市民に提供します。	A	あ	ハローワークが発行している求人情報を市庁舎や支所、図書館に設置し、広く情報提供を行いました。	イ	今後も継続して市公共施設に求人情報を設置します。	商工観光課
	地元企業の雇用対策の支援	就職面接会等の実施、地元企業の就業体験や説明会、見学会などに取り組みます。	A	あ	ハローワーク所沢、狭山市、入間市の3者共催で就職面接会・企業説明会を実施し、地元企業に雇用の機会を提供することができました。	ア	埼玉県女性キャリアセンターとも連携し、女性向けの就職イベントを開催します。	商工観光課
第5項 経営基盤強化支援の推進								
	創業支援の推進	創業支援事業計画に基づく創業支援体制の構築、相談連絡窓口の開設、創業支援事業者への補助などに取り組みます。	B	い	創業支援事業計画が令和4年3月31日までの期限であるため、更新を行った。相談窓口の連携を図り、創業希望者への支援を実施しました。	イ	創業希望者に寄り添うため、市、商工会、創業ベンチャー支援センター埼玉との連携を進めます。	商工観光課
	工業振興のための支援	商工業振興条例に基づく補助金の交付などを通じて、工業振興のための支援を行います。	B	あ	工場の新設や増設や用地の取得に対して、補助金を交付し、市内工業振興を図ることができました。	ア	より良い補助制度とするため、制度の見直しを検討します。	商工観光課
	中小企業等への側面的支援	市内中小企業への融資あっせんのほか、埼玉県西部地域産業ミニ商談会への支援など、特徴的なものづくりに対する支援に取り組みます。	A	い	新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに窮する事業者への融資のあっせんなどを行いました。	イ	中小企業への融資については、実行までの期間短縮など検討が求められます。	商工観光課
第3節 観光の振興								
第1項 資源開発の推進								
	魅力の発掘	まちなか観光資源、自然環境資源、歴史文化資源等の発掘などに取り組みます。	B	あ	入間市を舞台にした映画「ラストサマーウォーズ」のロケ地となった場所に脚光を浴びせることによって新たな魅力の発掘につながりました。	イ	今後も継続して観光資源等の発掘に取り組みます。	商工観光課
	魅力の開発	本市の特性を活かした新たな観光資源の開発などに取り組みます。	B	い	茶畑の景観活用事業として「茶畑テラス」事業を立案し、狭山茶を活かした観光政策の実施を図りました。	イ	「茶畑テラス」を中心とした市内周遊観光を促進し、入間市の新たな魅力を創出します。	商工観光課
第2項 資源活用の推進								
	大型商業施設との連携	観光キャンペーン等の企画を通じて、大型商業施設との連携を図ります。	A	あ	三井アウトレットパーク入間で狭山茶フェアを開催し、商業施設と連携を図ることができました。	イ	今後も継続して各商業施設等と連携し、事業を実施します。令和4年度には西武鉄道や三井アウトレットパーク入間と連携して観光誘客事業を実施します。	商工観光課
	観光コース等の開発	地域の魅力を具体的に体験できるコース等の開発を進めます。	A	あ	観光パンフレットやマップの作成により、多岐に渡って目的別の体験や観光コースを開発することができました。	イ	今後も入間市の魅力を感じることが出来るコース等の開発を行っていきます。	商工観光課
	さまざまな手法を活用した情報発信	効果的な観光資源情報拡散の手法を研究・検討・実施します。	B	あ	観光協会公式ホームページやフェイスブック等を用いて積極的に市内の観光情報などの発信に努めました。	ア	より多くの市民に情報を発信していくために新しいSNS等を開始することで情報発信の拡充を図ります。	商工観光課
第3項 魅力事業化の推進								
	市の魅力を再認識し発信できる環境の整備	市民がご当地の魅力を再認識し、市民自らが気軽に発信できる環境を整備します。	C	う	市民が気軽に市の魅力を発信できる「いるま写真ポスト」は幅広い層による活用のため、市公式ホームページ、LINE、窓口・郵送での受付を行っています	イ	市公式SNSの整理を進めていく中で、シティプロモーションの発信チャンネルについての研究を進めていきます。	企画課
	観光振興事業の充実	観光協会等が行う観光振興事業の充実を図ります。	B	い	市民から「初日の出ビュースポット」を募集し、SNS等で発信しました。	イ	市民が魅力を再認識し、発信できるような企画を行っていきます。	商工観光課
	シビックプライドの醸成	まちに対して持つ誇りや愛着であるシビックプライドの醸成を進めます。	C	え	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年、3年度はイベントの中止が相次ぎました。	ア	新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、今後は多くの観光振興事業の振興を図ります。	商工観光課
	シビックプライドの醸成	まちに対して持つ誇りや愛着であるシビックプライドの醸成を進めます。	B	い	PR大使の朝日奈央氏、いるまのこどもへ贈る歌「どこから来たの?」、漫画「この恋、茶番?!」等の活用を通じシビックプライドの醸成を進めました	イ	多様なリソースの活用を通じて共創によるまちづくりにつながるシビックプライドの醸成を進めていきます	企画課
	グルメ産品等の研究及び開発支援	市を代表するようなグルメや物産の研究および開発支援を行います。	B	い	市を代表する特産品である狭山茶の新たな魅力を発信し、茶葉の消費拡大につなげるため市と薬科大学及びNITTE東日本との研究開発支援を行いました。結果フレーバーティを開発し、狭山茶のさらなる活用を図るべく、物産品の提供など事	イ	狭山茶の活用を図るため、狭山茶を粉末にする機器の導入支援を検討していきます。また狭山茶だけでなく、農産物のさらなる活用を図るべく、物産品の提供など事	商工観光課 農業振興課
第4節 市民文化の振興								
第1項 市民文化創造								
	入間万燈まつりの実施	独自の市民文化を創出する、市を代表するまつりとして継続実施します。	C	あ	市内に点在する伝統文化と新しい文化活動が融合し、独自の市民文化を創造するまつりを、市民と行政の協働により開催しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2年間開催を見送りました。	イ	ウィズコロナ、アフターコロナにおける運営や形態について検討していきます。	地域振興課
	文化創造イベントの開催及び創出	参加者相互の交流による新しい地域文化の創造イベントを開催します。	B	い	「打楽器」を通じて、伝統文化の魅力の再発見や参加者相互の交流から新しい市民文化の創造を目的として、いるま「太鼓」セッションを開催しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は開催を見送り、令和3年度はインターネットやケーブルテレビにてオンライン開催をしました。	ウ	企画・運営は実行委員会で行い、舞台設営や警備等の事務全般は行政が行っているが、実行委員会の自立を促すために、この形態を見直し、今後の運営について検討していきます。	地域振興課
	「文化振興指針」の策定	市民文化の創造と振興を具体的・体系的に行うための指針の策定を検討します。	D	え	他市の指針の研究やスケジュール等を検討しました。	イ	課題の抽出やスケジュールなど、指針の策定について検討していきます。	地域振興課
第2項 市民文化の発信								
	文化施設の整備	市民ニーズに沿った、利用しやすい文化施設の整備に取り組みます。	D	え	指定管理者と調整をし、修繕対応により施設を適正に維持しました。産業文化センターにおいては、ホールの大規模改修を行い、施設の充実を図りました。施設の老朽化により、修繕での対応では限りがあります。	イ	修繕を計画的に行い、施設の機能維持に努めます。施設の老朽化に対する改修計画を検討していきます。	地域振興課
	市民文化の情報発信	市民の文化活動の活性化を図るために、積極的な情報発信を行います。	A	あ	指定管理者を通じ、文化芸術によるひとづくり、魅力づくり、まちづくり、文化芸術の芽づくりの各事業の実施と文化の発信をしました。	ア	今後とも指定管理者を通じて4つの事業を推進していきます。	地域振興課
	市民文化活動の支援	市民の文化活動を積極的に支援していきます。	D	う	市民の暮らしの質を高め、心豊かな生活を営むためのカリキュラムを提供し、市民文化のレベルの向上に向けて市民大学を開催しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は開催を見送り、令和3年度はインターネット動画配信による講座を開催しました。	イ	市民文化の向上と市民大学で学んだことをまちづくりや地域の課題解決に活かせるように検討をしていきます。	地域振興課

第6次入間市総合計画・前期基本計画の取組評価

第6章 安全で安心してくらするまちづくり（危機管理、交通安全、生活安全）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 危機管理体制の充実									
第1項 危機管理体制の整備									
		危機対応・安全確保に対する職員意識の向上	異常事態発生時の職員対応について、常に確認を行うとともに研修の充実を図ります。また、市民生活への影響を最小限とするための取組を進めます。	B	い	動員体制の役割について説明会を実施し、避難所開設訓練を行いました	ア	防災アドバイザーによる職員研修を実施するなど研修を拡充していきます	危機管理課
		B C Pによる危機管理体制の整備	各B C Pについて地域防災計画・国民保護計画との整合を図るとともに、定期的に点検を行い、必要事項の見直しを行います。	E	え	平成25年度に策定し、平成30年度に一部修正したものの、抜本的な改定は行っていません。	イ	埼玉県B C Pを参考に、入間市地域防災計画・国民保護計画との整合を図りながら改定作業を進めます。	危機管理課
				A	あ	上・下水道B C Pは、上位計画である入間市地域防災計画及び上下水道部防災計画を補完するものとして、上下水道部が災害時に適切な業務執行を行うための計画に位置付けているため、年度毎に内容の見直し及び追記を行いました。	イ	平時から地震・水害等の災害に備えるため、今後も上位計画と整合を図りながら定期的に上・下水道B C Pの見直し及び追記を行います。	上下水道経営課
第2項 防災体制の充実									
		防災体制の整備	地域防災計画を必要に応じて更新するとともに、計画に基づく防災体制の整備を図ります。	A	あ	地域防災計画を全面的に見直すとともに動員体制も見直し、防災体制の整備を進めました。	ア	引き続き地域防災計画を必要に応じて更新し、防災体制の強化を図ります。	危機管理課
				A	あ	震災及び水害等の災害により、上下水道施設が被災した場合に備え、上下水道部防災計画にて組織体制及び関係機関等との連携・協力体制を確立しました。また、年度毎に内容の見直し及び追記を行いました。	イ	平時から地震・水害等の災害に備えるため、今後も上位計画との整合を図りながら定期的に上下水道部防災計画の見直し及び追記を行います。	上下水道経営課
		防災施設等の整備	備蓄品の充実を図るとともに、市内各地区への分散備蓄を推進していきます。	A	あ	各避難所に防災倉庫を設置し、分散備蓄を実施しました。	ア	防災倉庫に配備する備蓄品の整備管理を進めていきます。	危機管理課
		防災意識の啓発	防災・減災に対する市民への学習機会の提供に努めるとともに、学習教材や資料の研究と提供を進めます。	B	い	県の防災リーダー養成講座等を活用し、市民への学習機会を提供しました。また、「入間市防災ガイドマップ」の「マイタイムライン」を使った講座を実施しました。	ア	防災アドバイザーによる講座の実施や県の仕組みを活用し、市民の防災意識の啓発を進めます。	危機管理課
		防災情報連絡体制の充実	防災行政無線のデジタル化を図るとともに、効率的・効果的な防災情報の収集及び提供ができるような体制の整備、充実を図ります。	A	あ	令和3年度までに、すべての防災行政無線のデジタル化が完了し、職員参集システムを導入するなど連絡体制の拡充しました。	ア	現在使用しているアナログ移動系無線に変わる、災害現場でも使用できる情報連絡手段の確保を検討します。	危機管理課
		災害時の支援体制の整備	避難行動要支援者の支援体制を整備します。	B	い	個別避難計画の作成に当たり、避難行動要支援者同意者名簿に区分を設け、計画の作成の優先順位をつけやすくしました。	ア	自主防災会などの関係団体と協力し、個別避難計画の作成を推進していきます。	危機管理課
		防災対策の推進	災害の危険性がある地域に対する防災対策を検討します。	B	い	洪水ハザードマップでもある「入間市防災ガイドブック」を改訂し、全戸に配布しました。	ア	引き続き、災害の危険性がある地域に対する防災対策を検討します。	危機管理課
第3項 広域消防体制の支援									
		市民への情報提供	埼玉西部消防組合が実施する広報活動に協力し、市民への情報提供の充実を図ります。	A	あ	配布依頼に基づき市内公共施設への広報誌配布に協力するとともに、危機管理課窓口に掲出し広く市民に周知することができました。	イ	引き続きこれまでの取り組みを継続し、市民の消防行政に関する理解が深まるよう協力していきます。	危機管理課
		消防団との意見交換・交流機会の充実	入間消防署と入間市消防団が連携して実施する研修、事業等の充実を図ります。	A	あ	常備消防からの派遣職員の緻密な調整により入間消防署との連携強化を図ることができ、消防団員に対して充実した研修・事業を展開することができました。	イ	派遣職員を軸に、今後も入間消防署と入間市消防団が連携して活動を展開できる体制を継続します。	危機管理課
		埼玉西部消防組合と入間市の情報共有の推進	埼玉西部消防組合と本市との間におけるいっそうの災害情報等の共有化を図ります。また、非常備消防も含めた災害対応の体制整備に取り組みます。	B	い	火災や台風情報はもちろん、新たに停電情報をメールシステムにて共有化するなど、災害対応の体制強化を図ることができました。	ア	多様化する災害に即時対応できる体制を構築するため、既存システムだけでなく、情報共有を強化できる仕組みづくりを検討していきます。	危機管理課
第4項 消防団体制の充実									
		消防団活動の基盤整備	常備消防との連携を図るとともに、消防団の装備、設備の充実を図ります。	B	い	常備消防からの派遣職員を軸に、消防団との連携を強化できました。また、消防団と協議を重ね、地域実情に対応した車両を配備するなど、未来を見据えた装備や設備を配備できました。	ア	多様化する災害に対応できる装備を充実させるとともに、老朽化する消防車両の修繕や消防団の再編・統合など、引き続き消防団と協議していきます。	危機管理課
		消防団活動の広報	消防団活動の充実を図るために、活動の状況を住民に広報するなどの情報提供を行うとともに、活動内容をアピールする場の充実を図ります。	C	い	消防団に設置している広報委員会と協力し、ポスターや広報誌の発行及び団ホームページの更新を行うなど、消防団活動を広く市民に周知することができました。	ア	これまでの広報活動に加え、デジタル社会に対応した手法や、商業施設の店頭における対面的なPRなど、多角的な手法で新入団員確保を図っていきます。	危機管理課
第5項 国民保護体制の整備									
		国民保護計画の充実	国民保護計画を定期的に点検し、内容の充実を図ります。	E	う	平成18年度に策定し、平成29年度に一部修正したものの、抜本的な改定は行っていません。	イ	埼玉県に準拠し必要な項目を盛り込むほか、近隣市の国民保護計画を参考に、令和4年度に抜本的な改定作業を行います。	危機管理課
		国民保護活動体制の整備	国民保護訓練を実施するとともに、国民保護活動用の資機材や備蓄品を整備します。さらに情報収集手段の充実に取り組みます。	E	う	国民保護訓練については、コロナ禍により平成30年度を最後に実施していません。また、国民保護活動用の資機材や備蓄品の購入も行っていません。	イ	国民保護訓練については、令和4年度に実施を予定しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案する必要があります。	危機管理課
		国民保護意識啓発	国民保護に対する広報の充実に取り組むとともに、市民に対する啓発活動を実施します。	D	う	国民保護に係る主な広報・啓発活動としてJアラート放送が挙げられますが、防災行政無線を利用し毎年2回実施しています。	イ	今後もJアラート放送を利用した広報活動を継続していくほか、出前講座等の機会を利用し啓発を進めていきます。	危機管理課
第6項 空き家対策の推進									
		実態の正確な把握	市内の空き家について実態把握調査を実施するとともに、常に正確な状況を把握できるよう台帳を作成し、整備します。	B	い	空き家の相談窓口を設置して情報を募り、それに基づき調査を行い、5年間で250件の空き家を把握しました。把握した空き家については定期的な調査を行い、正確な実態の把握に努めました。また、調査結果を取りまとめた台帳を作成し、随時更新を行っています。	イ	引き続き空き家の相談窓口を設置して空き家の調査を行い、正確な実態の把握に努めていきます。また、既存の台帳の改善も検討し、随時整備を行っていきます。	都市計画課
		適正管理の推進	家屋の適正な管理のために依頼が必要な物件について所有者等の特定に取り組むとともに、対象となる物件の所有者等に対して適正管理の依頼を行っていきます。	B	い	適正な管理がなされていない空き家について所有者等の特定を進め、5年間で408件の適正管理依頼文を送付しました。その結果51件が解消されました。	イ	引き続き所有者等への改善依頼を行うとともに、より改善に結びつくよう、情報提供や依頼方法を工夫していきます。	都市計画課
		特定空き家の認定	適正管理が行われない空き家等に対する立入調査を実施するとともに、特定空き家の認定に取り組みます。	B	い	地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家について立入調査を実施し、5年間で13件を特定空き家に認定しました。認定後も措置を進め、10件が改善されました。	イ	地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家については、積極的に特定空き家認定を行い、改善に向け、法的に基づく措置を行っていきます。また、既存の特定空き家が改善されるよう、対応を行っていきます。	都市計画課

第6章 安全で安心してらせるまちづくり（危機管理、交通安全、生活安全）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第2節 交通安全対策の推進									
第1項 交通安全環境の整備									
		交通安全施設の整備	道路反射鏡や道路照明灯等の交通安全施設の整備を進めます。	B	い	地域からの要望による新設や必要な修繕の実施により、交通安全施設の整備を進めることができました。	イ	今後も継続して交通環境に応じた交通安全施設の整備を進めます。	交通防犯課 道路管理課
		自転車通行環境の整備方針の検討	自転車が安全に通行できる環境の整備方針について検討を進めるとともに、自転車通行におけるマナー遵守の啓発に取り組みます。	C	い	自転車が安全に通行できる環境の整備方針について検討を進めました。また、交通安全運動等を通じて、自転車通行におけるルールやマナーの遵守の啓発を行いました。	イ	関連する条例の制定や計画の策定に向けて、検討を継続していきます。	交通防犯課
		放置自転車の解消	駅周辺の自転車駐車場施設の確保と充実を図るとともに、自転車放置に対する適切な指導と撤去に取り組みます。また、自転車の利用にあたり、マナー向上のための啓発活動を推進します。	B	い	駅周辺の自転車駐車場の確保と充実や自転車放置に対する指導と撤去により、放置自転車の解消に努めました。	イ	良好な交通環境を維持するため、継続して駅周辺の自転車駐車場の確保と充実や自転車放置に対する指導と撤去に取り組みます。	交通防犯課
第2項 交通安全対策の推進									
		交通安全のための各種団体等との連携	交通事故撲滅に向けた諸施策を実施するとともに、交通安全対策推進協議会の活動の支援を行います。	B	い	交通安全対策推進協議会の活動の支援を行うとともに、地域・関係機関・関係団体等と連携した交通安全施策を実施することで、交通事故の減少に努めました。	イ	交通安全対策推進協議会を始めとした各種団体と連携し、効果的な交通安全施策を進めていきます。	交通防犯課
		交通安全意識の向上	高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を開催するとともに、地域・関係機関・関係団体等と連携した交通事故防止運動等の啓発活動に取り組むことで、交通事故の防止を進め、交通事故発生件数の減少と交通死亡事故の撲滅を図ります。	B	い	コロナ禍により開催件数の少ない年もありましたが、保育所、小・中学校、高齢者団体等を対象とした交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動等の啓発活動を通じて、交通安全意識の向上に努めました。	イ	交通安全教室の充実を図るとともに、継続して啓発活動を実施することで、交通安全意識の向上に努めます。	交通防犯課
第3節 生活支援の推進									
第1項 市民相談の推進									
		専門相談の充実	相談種目の充実を図るとともに、相談回数の増加にも対応していきます。	C	う	市民の日常生活上の困りごとや心配ごと、法律上の問題に対応するため、専門相談窓口を開設しました。相談分類等を分析することにより市民のニーズを把握し、適切な相談の機会を提供することができました。司法書士相談の希望が多い状況にありますが、現時点では回数を増やすまでには至らないと考えています。	イ	今後も弁護士による法律相談等の専門相談を実施し、適切な助言や情報提供を行い、市民生活の安定・向上を図っていきます。	人権推進課
		情報提供の充実	相談業務全般について、広報いるまや市公式ホームページなどでの周知の充実を図ります。	C	う	広報いるまや市公式ホームページに専門相談の窓口案内を掲載し、市民が相談したい時にすぐに調べられるよう周知の充実を図りました。また、弁護士による法律相談においては、オンライン相談も導入しました。	イ	今後も引き続き、専門相談の実施等について、市公式ホームページや広報いるまやなどを通じて周知を図り、市民の方に分かり易い情報を届けていきます。	人権推進課
第2項 婚活支援の推進									
		婚活相談の支援	民間による婚活相談に対して支援をしていきます。	C	い	民間で実施している婚活相談について、広報いるまに掲載し、支援を実施しました。	イ	引き続き民間で実施している婚活相談に対して、周知・支援をしていきます。	企画課
		婚活情報の提供	各種情報について収集を行うとともに、市民に対して適切に情報提供していきます。	B	い	国や県、民間企業等から発信される各種婚活情報を収集するとともに、広報いるまや市公式HP等を通じて、市民に対して各種情報の提供をしました。	イ	引き続き国や県、民間企業等が発信する情報の収集を行うとともに、市で持つ様々な発信方法を活用して市民に対して情報提供していきます。	企画課
		婚活イベントの支援	民間団体等が行う婚活イベントを支援していきます。	D	い	民間企業が実施する婚活イベントを市が後援するとともに、広報いるまに掲載することで支援を実施しました。しかし、令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間団体等の婚活イベントが実施できなくなったことにより、その支援についても実施できませんでした。	イ	新型コロナウイルス感染症対策を行った上で実施する民間団体等の婚活イベントについて、支援を行い、市民の利用を促進していきます。	企画課
第3項 就労支援の推進									
		市民要望の把握	就労に対する市民の要望を把握するとともに支援策を実施していきます。また要望を考慮し、商業や物流、情報通信業、各種研究機関などの企業誘致を図り、新たな雇用を創出します。	A	あ	求職活動中の方に対して、若年者就業相談や入間市就職支援セミナー、就職面接会・企業説明会を実施し、支援を行っています。	イ	今後も継続して事業を実施します。	商工観光課
		就労支援対策の実施	若者に対する就労の相談や就業体験の提供、企業説明会や見学会などの実施により就労の支援を進めます。さらに就職支援セミナー等を開催するとともに、女性・高齢者・中高年の再就職の支援および人材活用の促進を図ります。また、引き続きハローワークとの連携により就労支援に取り組めます。将来にわたる就労環境維持のために、子ども対象の就業体験等の機会を設定します。	B	あ	求職活動中の方に対して、若年者就業相談や入間市就職支援セミナー、を実施し、支援を行っています。また、ハローワーク所沢、狭山市、入間市の3者共催で就職面接会・企業説明会を実施し、ハローワークお連携して事業を実施しました。	イ	今後も継続して事業を実施します。また、埼玉県女性キャリアセンターとも連携し、女性向けの就職イベントを開催します。	商工観光課
		就労情報の発信	就労に関する各種情報の収集と発信を行うとともに、子ども向けの就業体験等を実施します。	C	え	就労に関する情報は、市のホームページや広報紙、SNSを通じて広く発信しています。また、子ども向けの就業体験については、平成29・30年度に実施しました。しかし令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できませんでした。	イ	今後も継続して事業を実施します。なお、子ども向けの就業体験等については、新型コロナウイルス感染症の状況により実施を検討します。	商工観光課
第4節 生活安全対策の推進									
第1項 消費者対策の推進									
		消費生活相談の充実	消費生活相談員の研修機会を充実させ、資質の向上を図ります。	B	い	国の重要施策に係る新たな課題に対する研修会（国民生活センター主催等）へ参加することにより、消費生活相談員の相談対応能力の向上及び消費生活相談窓口の機能強化を図ることができました。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止により、オンデマンド配信の講座も増え、コロナ禍にもかかわらず概ね相談員全員が参加することができました。	イ	今後も埼玉県消費者行政活性化補助金を活用し、相談対応能力の向上及び相談窓口の機能強化を図るため、消費生活相談員の研修の機会を充実させていきます。	人権推進課
		消費者教育の推進	幼少期から高齢者まで生涯にわたるさまざまな場や機会を通じた消費者教育の推進に取り組めます。	B	い	・消費生活相談員による消費生活講座の実施や啓発品の配布等により、消費者被害の未然拡大防止を図ることができました。啓発品は、埼玉県消費者行政活性化補助金を活用し、購入しました。 ・市内中学3年生及び新成人に対して啓発冊子を配布し、若年者への注意喚起を行いました。	イ	幼少期から高齢者まで生涯にわたる様々な場や機会を通じた消費者教育の推進に取り組めます。特に、民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたため、若者が消費者トラブルに巻き込まれないよう啓発を強化していきます。	人権推進課
		消費生活情報の提供	消費生活講座の対象や回数の拡充を図り、消費生活情報の周知を行います。	C	う	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止により、消費生活講座をやむなく中止したこともありましたが、感染防止対策を行いながら開催し、市民の消費者問題解決力の強化を図ることができました。また、講師謝礼については、埼玉県消費者行政活性化補助金を活用しました。	イ	民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたため、若者を対象とした講座の開催に重点を置くことを検討しています。引き続き、高齢者向けの講座についても開催していきます。	人権推進課

第6章 安全で安心してらせるまちづくり（危機管理、交通安全、生活安全）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課	
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄		
		事業所等立入検査の実施	商品の量目や食品表示などの立入検査を実施します。	C	う	事業者が消費者に商品を適正に販売しているかどうか、店舗への立入検査を行い、消費者の利益の保護を図りました。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止により、立入検査を中止した年度もありました。	イ	今後も引き続き、店舗への立入検査を定期的に行い、店舗内商品を確認し、店舗への違反指導を実施し、消費者が安全・安心な商品を購入できるよう努めています。	人権推進課	
第2項 防犯体制の充実										
		地域防犯体制の整備	地域防犯活動の担い手による必要な知識・技術を習得する機会を設定します。また、地域ぐるみの防犯活動の実施に取り組み、地域における継続的なパトロールや啓発活動を実施します。また、地域防犯体制の一層の充実のため、地域防犯体制の中核となる区・自治会との連携のもと、防犯灯の整備および維持管理を行います。	D	う	積極的に地域の防犯活動や研修会及び啓発活動を実施。コロナ禍により、活動等が中止の年もありましたが、その中でも実施できる防犯活動を行った。また防犯灯については、整備、維持管理等行えた。	イ	特殊詐欺等の認知件数をみると、減少し被害額はさほど変わりはない状況であるが、手口が巧妙となっており、引き続き詐欺被害に合わないよう注意喚起を行います。また、地域防犯活動の取り組みの支援と防犯パトロールや啓発活動を実施してまいります。また、防犯灯の整備、維持管理についても、引き続き行ってまいります。	交通防犯課	
		狭山警察署・狭山地方防犯協会との連携	関係機関との連携を強化し、犯罪情勢について適時把握できる体制を整備します。また、広報と啓発の速やかな展開を図ります。	C	い	3者との連携調整を行い、防犯啓発活動が増えてきた。コロナ禍により、打ち合わせ等が中止となる年もありましたが、メールや電話でのやりとりにより連携をとり、大会等行事の中止に対しても、年末年始特別警戒は規模を縮小し実施することができた。	イ	特殊詐欺等の認知件数は、減少しているが、被害額はさほど変わりはない状況であり、引き続き連携を密に取りながら対応してまいります。	交通防犯課	
第3項 基地周辺環境の整備										
		基地周辺の市民生活の安全・安心の確保	基地に離着陸する航空機の安全飛行等について関係機関への要望を行うとともに、近隣市と連携した要望行動等の充実を図ります。	A	あ	毎年、埼玉県基地対策協議会等を通じ、防衛省北関東防衛局に対し安全飛行等に関する要望活動を実施した他、航空祭の開催前や新機種配備、航空機の部品落下等があった際には、市単独や近隣市と連携して要望活動等を実施しました。	イ	基地周辺住民は現在もなお、基地を離着陸する航空機の騒音や航空機事故に対する不安にさらされていることから、引き続き騒音対策の拡充や安全飛行の徹底を国に対し要望してまいります。	企画課	
		災害対処拠点施設等（旧東町側留保地）整備に関する協議・調整	要望内容の実現に向けて取り組むとともに、市民が利用しやすい施設の整備に向けて防衛省との定期的な協議、調整を行います。	A	あ	市及び関係団体の要望の整備内容の反映のため、防衛省等と協議・調整を実施し、その内容をジョンソン基地東町側留保地整備関係者会議にて、関係団体等に内容を確認いただくとともに意見を聴取し、その内容を整備内容に反映させるため、防衛省等の関係機関と協議を実施しました。災害対処拠点施設等の整備は令和3年12月までに完了し、その整備内容は要望を概ね反映させることができました。	ウ	各施設の運用後に生じる課題に対応するため、整備の完了後も引き続き防衛省や航空自衛隊入間基地と定期的な協議・調整を実施してまいります。	企画課	

第6次入間市総合計画・前期基本計画の取組評価

計画の実現に向けて（行財政運営の指針）

節 項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
				選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第1節 サービスの最適化								
第1項 市民ニーズの把握と活用								
	多様な手法による市民意識の把握	市民意識調査の定期的実施、パブリックコメントおよび市民アンケート等の実施、市民提案ボックス等の実施などに取り組みます。	B	い	前期基本計画の計画期間3年目及び5年目に市民意識調査を実施したほか、パブリックコメントを5年間で36件、市民提案ボックスを5年間で623件取り扱い、多様な手法で市民意識の把握に努めました。市民意識調査の改善として、Web回答を導入することができました。	イ	市民意識調査の回収率向上に向けて、市民が回答しやすい工夫を検討していきます。また、市民提案ボックスの取り扱いについて改善を図るとともに、その他の手法も引き続き検討していきます。	企画課
	市民意見の活用	計画策定等の際の市民意向の聴取、市民意向の計画への反映、市民ニーズを反映した政策実現などに取り組みます。	B	い	公共施設マネジメント事業計画や地区センター整備計画等の策定にあたり、市民意見の聴取・反映を行いました。その他、個別計画の策定にあたっての意見聴取や上下水道事業全般にわたる市民（顧客）のニーズを把握を行っており、市民ニーズを踏まえた計画策定や政策反映、事業運営に全庁的に取り組みました。	イ	これまでに聴取した意見を活用し今後の施策展開・事業運営を進めるとともに、引き続き、市民意見の把握に努め、市民意向を反映した計画策定や政策実現に取り組んでいきます。	企画課 上下水道経営課
	市民の声を反映した行政サービスの向上	市内各地域の状況を踏まえたサービスの提供を図ります。多様な手法により把握した市民の意見を行政サービスに反映し、質の向上を図ります。	C	う	市民からの提案・意見について対応を検討し、行政サービスに反映しました。	イ	引き続き市民意見の反映や、地域の状況に応じたサービスの提供に努めます。	企画課
第2項 市政情報の共有化の推進								
	多様な手法による市政情報の発信と共有化の推進	広報するまおよび各分野の情報紙の発行、各種行政情報の適切な発信、市民からの情報の共有化に取り組めます。また、入間市の魅力を市内外に広くアピールするためのシティプロモーションにも積極的に取り組みます。	B	い	これまで月2回発行していた広報するまについて、コロナ禍における感染防止対策及び事務改善を図るため月1回の発行とし、読み手目線を意識した記事掲載の精査により内容の集約を行いました。	イ	情報発信は、市公式ホームページを軸として、広報紙、SNSなどで効果的に発信します。	企画課
	情報公開の推進	積極的に迅速な市政情報の発信と公開を図ります。	B	い	市公式ホームページを軸とし、SNS等他の情報発信媒体を活用しながら迅速な市政情報の発信および公開を行いました。	イ	市民・職員にとって利便性の高いCMSを導入し、効果的な市政情報の発信と公開を行います。	企画課
	情報セキュリティの確保	情報資産の管理およびセキュリティの確保を進めます。	A	あ	国が示している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき入間市情報セキュリティポリシーを定めています。同ポリシーに基づいて、eラーニング研修や情報セキュリティ内部監査を実施するなど、情報資産の管理及び情報セキュリティの確保、職員のセキュリティ意識向上に努めています。	イ	今後も定期的に職員向けの研修や監査を実施し、職員のセキュリティ意識の向上に努め、情報資産の管理及び情報セキュリティの確保を進めていきます。	情報政策課
	市民の所有する情報の共有化	市民が所有する情報を収集・分析し、共有化を図ります。	C	い	オープンデータとしての利活用のため、埼玉県オープンデータポータルサイトに市が保有しているデータを公開している。	ア	オープンデータの研修を行うことで、各課へのオープンデータへの意識付けを行い、掲載データ数を増やしていきます。	デジタル行政推進課 情報政策課
第3項 情報通信技術（ICT）の活用								
	情報システムの全体適正化	各種行政情報システムの連携や統一化による全体適正化を図ります。	A	あ	情報システム最適化計画アクションプランを策定し、毎年更新することにより、調達・更新する業務システムの可視化や仮想サーバへの業務システムの集約などシステム最適化の方針を全庁に示すことができました。また、仮想サーバへ業務システムを集約することにより物理サーバを減らし、情報システムのコストを削減することができました。さらに、クラウドサービスの利用により、情報システムのセキュリティの向上を図ることができました。	ア	今後も各業務システム更新のタイミングで、仮想サーバへの集約やクラウドサービスの利用を進めていきます。また、国の動向を注視しながらシステム標準化を進めるとともに、近隣市との共同利用などについても検討していきます。	情報政策課
	インターネットの活用やオンラインサービスの促進	ICT技術を活用した市民サービスの向上、マイナンバーを活用したサービス提供の研究に取り組めます。	A	あ	R3年度に申請フォームを簡単に作成できる電子申請システムへの入替を実施し、オンライン手続き数の大幅な増加につなげることができました。また、コンビニ交付サービスの各種証明書発行手数料を10円に減額することで、市民サービスの向上及びマイナンバーカードの普及につなげることができました。	ア	マイナポータルと市電子申請システムの連携等、今後も行政手続きのオンライン化を進めていきます。また、図書館利用者カードとの連携など、マイナンバーカードを活用したサービスの提供についても今後進めていきます。	情報政策課
	地域情報化の推進	地域の活性化を促す情報化を推進します。	A	い	「児童手当」「保育」において、マイナポータルからの子育てワンストップサービスのお知らせ通知を開始し、市民サービスの向上につなげることができました。	ア	子育て分野だけでなく、介護や災害等の分野においても、マイナポータルを活用したワンストップのお知らせ通知について検討し、地域の活性化を促す情報化を推進していきます。	情報政策課
第4項 広域行政の推進								
	一部事務組合による共同事務処理	共同で事務処理が可能な施策の取組体制を整備します。	D	い	ごみ処理事業の共同処理について協議を行いました。	イ	引き続き、広域的に事務処理可能な事業について共同処理を実現できるよう協議をしていく。	企画課
	近隣市との相互協力体制の構築	広域的な行政課題の近隣自治体との共同研究体制の構築、近隣自治体との共同事業の研究、検討を行い、各分野で連携して実施できる施策等の事業化に取り組めます。	C	い	埼玉県西部地域まちづくり協議会構成5市でゼロカーボンシティ共同宣言を行い、脱炭素化に向けて連携して取り組みを進めることとしました。	ア	SDGsなど、様々な分野のテーマを通じ、各部門との連携を図り事業化を検討していきます。	企画課
	連携協約等、都市間における協定の活用	連携が可能な施策等の事業化に向けた連携協約等の検討を進めます。	D	え	連携協約制度について、先進事例の調査・研究を行ったものの、活用を見込める事例がなく活用に向けた方向性を見出すことはできませんでした。	ウ	共同事務処理の検討と併せて、広域的な課題からふさわしい連携手法を検討し、総合的に広域行政の推進を図ります。	企画課
第2節 公共施設の最適化								
第1項 行政サービスに応じた施設機能の見直し								
	施設機能の見直し	市民ニーズに合わせた公共施設の機能とサービスの見直しを図ります。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、各施設ごとのサービス内容と施設機能の見直しの考え方を示しました。また、同事業計画に基づき、現在までに2施設を廃止しました。令和3年度に策定した「新庁舎等整備実施計画」では、施設機能、提供するサービスの詳細を示すことができました。	イ	引き続き、「公共施設マネジメント事業計画」に基づき、市民ニーズに合わせた公共施設の機能とサービスの見直しを図っていきます。	公共施設マネジメント推進課 (関係各課)
	施設の利用形態の適正化	市民ニーズに合わせた利用方法や運営方法の適正化に取り組めます。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、各施設ごとの運営及び利用形態の見直しの考え方を示しました。令和3年度に策定した「新庁舎等整備実施計画」では、庁舎運営の見直しの考え方を示しました。	イ	引き続き、市民ニーズ合わせた利用方法や運営方法の適正化に取り組んでいきます。	公共施設マネジメント推進課 (関係各課)
	市民と行政の共通認識の醸成	公共施設に対する課題認識の共有化を図ります。	C	い	「公共施設マネジメント事業計画」等の策定をする際には、策定過程において市民説明会や市民ワークショップ等を開催し、課題や施設のあり方について考える機会を設定しました。また、計画策定後、市民周知等を図る中で、公共施設に対する市民と行政の課題認識の共有化を図ることができました。	イ	事業計画等を策定したことにより、前期基本計画における目標は達成したと考えます。今後も公共施設に対する課題認識の共有化は将来にわたって必要であるため、継続して取り組んでいきます。	公共施設マネジメント推進課 (関係各課)
	民間と行政の役割分担の見直し	施設整備・運営に対する役割分担の見直しを図ります。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、施設整備・運営における民間と行政の役割分担の見直しの考え方と対象施設を示しました。	イ	引き続き、施設整備や運営に対して、民間と行政の役割分担の見直しを図っていきます。	公共施設マネジメント推進課 (関係各課)

計画の実現に向けて（行財政運営の指針）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課	
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄		
第2項 施設の活用、長寿命化の推進										
		施設保有量の適正化	施設の多機能化・複合化・統廃合などによる再整備を推進し、施設保有量の適正化を図ります。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、施設保有量の適正に向けた具体的な取組内容を示しました。	イ	引き続き、施設の多機能化・複合化・統廃合などの再整備を行う際には、施設保有量の適正化を図っていきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
		施設の適正配置の推進	施設更新時や統廃合に伴う適正配置の推進を図ります。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、施設の適正配置の推進に向けた具体的な取組内容を示しました。	イ	引き続き、施設の更新時や統廃合を行う際には、適正配置の推進を図っていきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
		施設利用の効率性向上	利用率向上に向けた利便性向上の推進を図ります。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、施設の利便性の向上や利用範囲の拡大の考え方を示しました。	イ	引き続き、施設の利用率の向上に向けた利便性向上の推進を図っていきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
		既存施設の有効活用	貸与や売却なども含めた資産としての公共施設の有効活用を進めます。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に既存施設開や跡地活用の考え方を示しました。	イ	引き続き、既存施設の貸与や売却などの有効活用を行っていきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
第3項 管理運営の効率化										
		効率的な施設保全の実施	予防保全による効率的な施設の保全や維持管理の推進を図ります。	C	い	令和元年に策定した「公共施設保全計画」に施設の予防保全のための具体的な取組内容を示しました。また、予防保全を実施するため、施設の劣化状況調査・分析を行う仕組みを構築したことで、保全や維持管理の推進を図ることができました。	イ	引き続き、予防保全による効率的な施設保全や維持管理の推進を図っていきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
		一元的なマネジメントの実施	一元的に施設管理を進める組織を設置し、「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の再整備及び維持管理の推進を図ります。	C	い	平成29年度に公共施設マネジメント推進課を設置したことで、施設情報の一元管理を行う体制を整えることができました。	イ	「公共施設マネジメント事業計画」及び「公共施設保全計画」に基づいて、一元的な公共施設の再整備や維持管理に取り組んでいきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
		施設の広域利用の推進	近隣市等との連携による公共施設の相互利用・共同運営・共同設置等を検討します。	C	い	協定に基づく施設の相互利用を継続して行いました。また、平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、施設の広域連携の考え方や対象範囲を示しました。	イ	引き続き、施設の相互利用に取り組むとともに、相互利用対象の自治体や施設の拡充について可能性を検討します。また、施設の共同設置についても、広域行政における課題として、近隣市との意見交換を進めます。	企画課 公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
		都市基盤施設の効率的な維持管理	施設ごとの維持管理計画の策定および計画に基づく効率的な維持管理の推進を図ります。	C	い	舗装の個別施設計画や橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を進めることが出来ました。	イ	引き続き、計画に基づき施設の維持管理を実施していきます。	道路整備課	
		民間活力の有効活用	施設整備等における民間活力の有効活用の推進を図ります。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に民間活力の有効活用の考え方や検討の対象とする施設を示しました。新庁舎等の整備においては、民間活力の導入について検討し、令和3年度にDBO手法を採用することを決定しました。	イ	引き続き、施設整備に際しては、民間活力の推進を図っていきます。	公共施設マネジメント推進課（関係各課）	
第3節 担い手の最適化										
第1項 公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担										
		住民組織の活動の支援と連携の強化	適正なコミュニティの運営支援、市民と市の相互理解の促進と連携体制の強化などに取り組めます。	C	え	地域コミュニティ活動が円滑に進められるように各種制度を活用して支援した。行政事務への協力に対して理解を得るために連合区長会に丁寧な説明を行っている。	イ	地域コミュニティの活性化を図るために、各地区センターとも連携して、各種団体との連携により住みよいまちづくりを推進していく。	地域振興課	
		市民活動団体の支援と連携の強化	公益的活動の支援と活性化促進を図ります。	C	う	中間支援組織との連携により市民活動団体の交流の場を提供し、新規・既存団体の連携体制の構築に務めた。	イ	市民活動センター、地区センターを拠点施設として関係団体との連携体制を構築していく。	地域振興課	
		役割分担の実施に向けた事業の仕分け	市民・民間事業者・行政の役割分担の見直し、役割分担の実施に向けた事業の仕分けの実施などに取り組めます。	C	え	事業の棚卸と運動して令和3年度に公開事業見直し「入間ドック」を実施したが、どれだけの具体的な成果に結び付けられるかは見込みがたいことは課題である。	イ	事業の棚卸や事務事業評価のあり方と併せて、民間等との役割分担についても検討を進めていく。	デジタル行政推進課	
第2項 多様な主体による協働の推進										
		市民との協働によるまちづくりの推進	さまざまな分野において、市民や民間事業者と協働で取り組む施策・事業の研究を進め、事業化に取り組めます。	C	う	中間支援組織と市内事業所との連携により、市民活動に関する各種情報提供、市民活動のPR等に務めた。	ア	SDGsの取組と共創によるまちづくりを目的とした官民連携プラットフォームによるパートナーシップを進めていきます。	企画課	
		協働を推進するための環境づくり	活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する活動場所や必要情報の提供などに取り組めます。	C	う	市民活動団体とのコミュニケーションを密にすることで、市民活動が円滑に行えるように支援している。中間支援組織と連携して各種情報提供に務めた。	イ	今後も事業者との連携を強化し、中間支援組織、市民活動団体と連携して各分野で協働によるまちづくりに取り組んでいく。	地域振興課	
		市民の参画機会の充実	まちづくりに対するさまざまな世代の参画機会の充実を図ります。	C	う	中間支援組織、連合区長会との連携により各種情報提供を行い広く周知した。	イ	各地区センターに設置されることが想定される、まちづくりに関する団体と連携し参画できる環境を整備する。	地域振興課	
		民間からの事業提案の活用	市民提案型協働事業の積極的な活用を進め、行政が担えない課題の解決に取り組めます。	D	え	庁内、市民活動団体等に対して事業を周知し、事業説明会等を開催することで事業への理解に務めた。	ウ	庁内への理解を深め、事業を積極的に活用できるような環境整備を行う。	地域振興課	
第3項 民間活力の有効活用										
		業務の民間委託の推進	施設管理や道路管理・整備、公園管理・整備の分野などへの包括委託の導入、公共施設の管理運営や行政サービスの実施における地域団体やNPO法人の積極的活用などに取り組めます。	D	い	令和2年度に公用車運転業務の一部委託化を実現したが、効率的運営を再検討した結果、令和3年度からは直営方式を改善した形式で実施することとなった。その他の業務については、民間活力の導入を含む研究・検討を進めた業務もあるが、実施には至っていない。	イ	より具体的に、包括的業務委託を含む効率化の手法を検討していく。	デジタル行政推進課	
		指定管理者制度の活用	公共施設の管理運営に対する指定管理者制度の拡大を図ります。	C	い	平成30年度より新たに2施設（博物館、児童センター）に指定管理者制度を導入し、民間活力の有効活用が図られた。	イ	公共施設の統合や廃止等により指定管理者導入施設数は減少するが、引き続き民間活力の有効活用に向け指定管理者制度を含めたPPPの積極的な導入を検討する。	デジタル行政推進課	
		PPP/PFI手法の事業への活用	公共施設の更新や維持管理におけるPFIの活用に関する研究、積極的な導入の検討などに取り組めます。	C	い	平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」に、施設整備におけるPFI手法の導入に向けた考え方や検討の対象とする施設を示しました。令和2年度には「入間市PFI導入ガイドライン」を策定し、市がPFI導入を検討する際の考え方や手順を整理することができました。	イ	施設の更新や維持管理に際しては、PPP・PFIの活用について検討を進めていきます。	デジタル行政推進課 公共施設マネジメント推進課	

計画の実現に向けて（行財政運営の指針）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第4節 事務事業の最適化									
第1項 歳入の確保									
	市税等の確実な収納	市税の適正な課税に基づく収納率の向上をめざして徴収体制を強化するとともに、口座振替の利用促進とコンビニ収納・クレジット収納・マルチペイメント収納など、多様な納付方法の提供などに取り組めます。		B	い	行政改革大綱第1期実行計画における個別改革進行プランに基づき、各担当課における口座振替の利用促進、コンビニ・クレジット・マルチペイメント収納やスマホ決済等の多様な納付方法の提供、督促通知の送付及び臨宅徴収の実施等の努力により、収納率の向上につながっている。	イ	引き続き、社会情勢に応じた収納方法の検討を行い、収納率の向上に努めます。	デジタル行政推進課
				B	い	今までの納付方法に加え、多様な納付方法の提供の一つとして、令和3年度よりスマホ決済を導入しました。自宅に居ながら市税を納入いただける方法がさらに増えたことは、収納率の向上につながりました。	イ	地方税の収納手段の効率化・電子化に向けた取組として、令和5年度よりQRコード納付書を導入することにより、更に納付環境が整うこととなります。今後は対象税目の拡大に向けての取り組みを進め、更なる収納率の向上を目指します。	収税課
				A	あ	平成24年度から水道お客様センターに水道料金徴収等業務を包括委託しています。不納欠損処分の件数及び金額は年々減少し、収納率が向上しました。また、口座振替の利用促進、コンビニ・クレジット・マルチペイメント収納等、多様な納付方法を提供することができました。	イ	今後もきめ細やかな対応による収納率の向上に努め、引き続き多様な納付方法を提供していきます。	上下水道経営課
				B	い	学校との連携強化を推進するとともに、未納状況の確認をし、長期欠食が予想される生徒の保護者へ適切な助言を行いました。また、学期毎に督促通知の送付や臨宅徴収を行いました。	イ	引き続き、学校との連携強化を推進し、在学中の納入を強化していきます。また、現年度の滞納を防ぐため、就学援助制度の紹介等、その他の手法も引き続き検討していきます。	学校給食課
	新たな財源の確保	市有財産の貸与、共同利用、売却などの有効活用の推進、有料広告や公共施設の命名権の販売など歳入確保策の拡大などに取り組めます。		B	い	ネーミングライツなど新たな有料広告の取り組みを段階的に増やすことができました。また、クラウドファンディング等の研究を進め、企業版ふるさと納税については、実施の準備段階として地域再生計画の認定を受けることができました。市有財産の活用方法については、継	ア	企業版ふるさと納税については、事例をもとに活用方針を策定し、導入を進めていく必要があります。また、その他にも様々な財源活用方法について、さらに継続して研究していきます。	デジタル行政推進課 企画課 財政課
				B	い	行政財産として利用がなく、売却にも向かない普通財産の有効活用として、駐車場としての運用方法を検討しました。	イ	過度な事務負担なく安定した歳入を確保できる仕様となるよう更に検討を重ね、運用を開始したいと考えます。	管財課（一部）
	受益者負担の適正化と使用料・手数料、利用料金等の見直し	受益者負担の適正化に向けた検討、各種使用料・手数料、利用料金等の適正化などに取り組めます。		D	え	方向性及び統一的な方針を策定するには至っていない。手数料については、額の設定方法が大きな課題である。使用料については、景気動向や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気動向を踏まえる必要がある点が課題である。	イ	スピード感をもって検討を進め、受益者負担の適正化の実現を図っていく。	デジタル行政推進課
	有料施設の稼働率の向上	有料施設の稼働率向上による歳入の拡大に取り組めます。		D	い	令和2年度から取りまとめられている施設カルテによる施設稼働率を参考に、有料施設の稼働率と歳入の関係性について研究するとともに、歳入の拡大につながる取り組みの実施について検討を行いました。	イ	引き続き、全体の施設の稼働率の動向を注視しつつ、新しい生活様式においても有効な歳入拡大につながる取り組みについて研究を行い、実施に向けて取り組んでいきます。	デジタル行政推進課
第2項 事務事業の評価と改善									
	行政評価システムの確立と活用	政策評価・施策評価・事務事業評価・決算評価などを組み合わせた総合評価の実施、評価結果を市民が検証する方法の確立、評価結果を反映した改善の実施などに取り組めます。		D	え	事務事業評価を実効性のあるものとするため、事業の整理や評価対象の選定等を行った。令和3年度には、加えて公開事業見直し「入間ドック」を実施した。体系的な評価につなげるスキーム作りとDXの視点を加えることが課題である。	イ	これまでの事務事業評価に加え、「入間ドック」で得たノウハウを蓄積し、再整理してスキーム作りの検討を進めたい。	デジタル行政推進課
	新地方公会計制度の導入による財政状況の把握	新地方公会計制度の導入による財政状況の把握、財政状況に基づく事務事業の改善などに取り組めます。		C	い	平成26年度決算から新地方公会計制度の基準による財務書類の作成等を行っており、把握した財政状況に基づき、事務事業の改善方法の検討を行いました。	イ	引き続き、国・県の動向を注視しながら財政状況を把握するとともに、行政評価と連動した事務事業の改善方法の検討を進めていきます。	デジタル行政推進課 財政課
第3項 事務事業の選択と重点化									
	業務の定期的検証	PDCAサイクルによる事務事業の見直し、適正化の検証結果を反映したスクラップ・アンド・ビルドなどに取り組めます。		D	え	実施計画策定、予算編成見積、業務改善活動、公開事業見直し時など、機会を捉えて意識付けを図り、ある程度進んだものとする。しかしながら、チェックシートの作成等の具体的な取組については検討が進んでいない。	イ	他自治体の事例を踏まえ、PDCAサイクルを定着させるための具体的な取組について検討を進めていく。	デジタル行政推進課
	BPR（業務フローの再構築）の手法やICTを活用した業務の見直し	業務の実施手続きやICTを活用した効率化などによる定期的な業務の見直しを図ります。		B	い	令和2・3年度に、BPR手法を用いた業務改善を行ったことにより、業務の効率化を図ることができた。	イ	AI-OCR・RPA・各種システム・窓口業務民間委託等の導入時や、事業見直しにおける法定受託業務及び法的義務付けのある自治事務の効率化検討に、BPR手法を用いて手順の見直しを行い、業務の再構築を進めていく。	デジタル行政推進課
	計画行政の推進	実施計画の策定・公表、事業実施の優先順位の決定、総合計画で重点化された事業への優先的財源の配分に取り組めます。		A	う	指標としていた「実施計画事業の予算化割合」については年を経るごとに上昇し、99.2%という高水準を維持している。	イ	総合計画だけでなく、SDGs未来都市計画や総合戦略推進に向けて、引き続き実施計画の策定を通じて、各事業の優先順位の決定や財源配分に取り組めます。	企画課
第4項 歳出の効率化と事業費の削減									
	事務事業の見直し	事務事業、行政サービス、公共施設サービスなど、さまざまな課題の見直しによる歳出削減に取り組めます。		C	え	事業の見直しの制度設計や手順等については、令和3年度に公開事業見直し「入間ドック」として実行したものの、職員の見直し意識の醸成にまでは結実していない。	イ	事業見直しを含む事業の棚卸に際しては、DXの視点を前提とし、変わりゆく社会情勢を見据えて取り組んでいく。	デジタル行政推進課
	情報システムの効率化と全体適正化	情報システムの全体適正化を通じた業務の効率化を図ります。		B	あ	長年運用してきたホストコンピュータ及び周辺機器の利用を平成31年3月31日で終了したことにより、情報システムのオープン化が図れました。また、情報システム毎に個別のサーバを調達する方針から、「仮想サーバへの情報システム集約」、「情報システムのクラウド化」を進め、16個の情報システムの物理サーバを削減することができました。先端技術であるAI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入し、業務の効率化を図るとともに、専門知識が不要な電子申請システムに入替を行い、手続きのオンライン化を進めています。	イ	引き続き、「仮想サーバへの情報システム集約」、「情報システムのクラウド化」を進め、情報システムの全体適正化を図るとともに、業務の効率化や手続きのオンライン化を進め、市民サービス及び業務の効率化に取り組んでいきます。	情報政策課
	ICTを活用したサービス提供の推進	ICTを活用した効率的な業務運営とサービス提供の利便性向上を図ります。		B	い	LoGoフォーラムの導入によるオンライン申請の推進体制を構築しました。また、RPAやAI-OCRの導入による効率的な業務運営が図れました。	ア	引き続き、オンライン申請方法の拡充やプッシュ通知方法について検討を行うとともに、内部情報系導入による業務の効率化とペーパーレス化に向けて取り組んでいきます。	デジタル行政推進課 情報政策課
	補助金、負担金等の見直し	補助金等のあり方の検討と適正な交付を図ります。		B	い	補助金制度を一覧化することから、補助金制度全体を把握し、補助金制度の新設及び見直し時における返還規定、市税滞納者に対する制限、サンセット方式の導入にまで至った。また、基準の見直しに資するため、令和元年度に全補助金に係る調査を実施した。これをもとに、令和3年度補助金ゼロベース見直しを実施した。	ア	更なる効果を得るために、制度内容の適正化を図った上で真に必要な補助金制度のみ継続できるよう基準の見直しを進める。	デジタル行政推進課、財政課

計画の実現に向けて（行財政運営の指針）

節	項	施策の方向性	内容（取り組んでいく事業等）	進捗区分	取組評価		今後の方向性		所管課
					選択欄	自由記述欄	選択欄	自由記述欄	
第5節 組織機構の最適化									
第1項 職員の意識改革									
		人材育成基本方針の運用	「入間市人材育成基本方針」に基づいて入間市が目指すまちづくりに貢献できる職員の育成、政策力・情報力・分析力を持った職員の育成に取り組みます。	C	う	社会環境の変化や市民ニーズに対応するとともに、第6次総合計画との整合が図られた人材育成となるよう、平成30年4月に人材育成基本方針を改訂しました。これに基づき人事管理、職員研修、職場環境の充実を図り人材育成に取り組みました。	イ	引き続き基本方針に基づいて人材育成に取り組むとともに、定年引き上げによる高齢層職員の働き方の変化やDXの推進等に対応するため、基本方針の見直しを行います。	人事課
		行政事務改善活動の推進	改善意識を持った職員の育成を目指した行政事務改善活動の推進を図ります。	C	え	業務改善推進活動については、制度が恒常化されていたことから、令和2・3年度にBPR手法を用いた業務改善を実施しました。各課において業務の効率化は図れたものの、本来の目的である改善意識の高い職場風土の醸成には適した内容ではないことが課題となります。	イ	改善意識の高い職場風土の醸成という本来の目的に立ち返り、業務改善推進活動や自由提案制度を見直していきます。	デジタル行政推進課
		施策、業務目標の設定	目的意識を持ち目標を明確に持った業務の推進を図ります。	B	い	年々改善を重ね、部目標に課目標を融合する形での設定及び管理を実施しました。また、令和3年度には議会事務局、会計課、各行政委員会の目標について公表を伴う本格実施を行いました。これらにより、人事評価制度とリンクした目標体系を構築し、適切な評価を通じて職員の意識改革を図ることができました。	イ	人事評価制度とリンクした担当目標の設定・管理の在り方の検討や市公式ホームページ以外での公表方法を検討し、職員の更なる意識改革と市政情報の共有化を推進していきます。	デジタル行政推進課
第2項 人材育成の推進									
		職員の能力を高める研修の実施	職員の能力開発に向けた研修を実施します。	C	う	職員研修の実施方針に基づき、基本研修、特別研修及び派遣研修を実施しました。また、自己啓発の支援に取り組むとともに、各職場において職場研修(OJT)を推進しました。	ア	研修により職員の能力開発や意識改革を図るとともに、業務改善やDX化など、新たな行政課題に対応した研修を実施していきます。	人事課
		人事評価制度の活用	職員の意欲・能力を最大限発揮できる環境の整備を進めます。	C	い	職員の職務遂行における「能力」及び「業績」を評価し、人材育成や処遇への反映に活用することを目的として、人事評価を実施しました。平成30年度から勤続手当の成率率に人事評価結果を反映させ、令和2年度からは地方公務員法の改正を受けて会計年度任用職員を対象に加えた。令和3年度には、課長職以上において人事評価結果の昇給反映を試行しました。	イ	人事評価の実施により、公務効率の向上につなげ、市民サービスの向上を図ることができるよう、効果的で適正な評価制度に向けて検証及び見直しを行っていきます。	人事課
		意欲と能力に応じた配置と登用	適正規模の職員採用に取り組むとともに、職員の意欲と能力を評価した上での配置や登用を図ります。	C	う	総員適正化計画と連動した職員採用を行うとともに、人事評価や自己申告等を考慮した上での職員配置を行いました。	イ	優秀な職員の採用に向けた取り組みを実施するとともに、職員の意欲と能力を評価した上で、適材適所の配置に努めていきます。	人事課
第3項 組織機構の簡素化と効率化									
		継続的な組織の見直し	行政課題の変化に対応するために継続的な組織の見直しを進めます。	C	い	行政課題の変化に対応するため、毎年組織見直しを検討し、必要に応じてマイナーチェンジを行うとともに、令和4年度からの新体制に向けた大幅な組織見直しを実施し、効率的で効果的な市政運営ができる体制への見直しを図れました。	イ	令和5年度からの地区センター設置に向けた組織見直しを行うとともに、行政課題の変化に対応するため、継続的な組織の見直しを進めていきます。	デジタル行政推進課
		柔軟で機動的な組織の運営	プロジェクト等の活用による組織の柔軟性、機動性の向上を図ります。	B	い	令和4年度の組織の見直しで、これまで各課に混在していた水道事業・下水道事業を再編しました。両事業を整備から維持管理まで一体的に運営する体制に変更したことにより、市民にわかりやすく、効率的な事業運営が図れるようになりました。	イ	今後も必要に応じて体制の見直しを行い、より一層効率的な事業の運営に努めます。	上下水道経営課 水道施設課 下水道施設課
		柔軟で機動的な組織の運営	プロジェクト等の活用による組織の柔軟性、機動性の向上を図ります。	C	い	各課からの相談に応じ必要に応じてプロジェクトチームや検討委員会等の庁内組織を設置し、新たな行政課題に対応する体制の充実に繋げることができた。	イ	新たな行政課題に対し、柔軟かつ機動的な対応が求められるため、必要に応じて庁内組織を設置するが、参加する職員の負担増となることや、同一の職員構成とならないことに注意の上、必要最低限の設置とする必要がある。	デジタル行政推進課
第4項 定員の適正管理の推進									
		職員数の適正化（定員管理計画の策定）	組織機構の見直しに合わせた定員管理計画の策定、定員管理計画に基づく計画的な職員採用などに取り組みます。	C	い	平成29年度から5年間の計画である定員管理計画を基本とし、毎年総員適正化計画を策定し、適切な定員管理を行ったが、当初計画数を下回ることはできなかった。また、令和4年度から5年間の新たな定員管理計画を策定した。	イ	令和4年度からの定員管理計画に基づき、適切に定員管理を行うとともに、社会情勢を注視しつつ新たな行政課題への対応や各課の事務量に応じて計画の適宜見直しを図っていく。	デジタル行政推進課
		多様な任用形態による人材の活用	業務内容に応じたさまざまな任用形態の活用を図ります。	B	い	高度な専門性を持つ外部人材を新たに特別職非常勤職員として登用しました。	ア	今後も新たな政策課題に対応するための民間人材の登用を始めとして、多様な任用形態により人材を活用していきます。	人事課